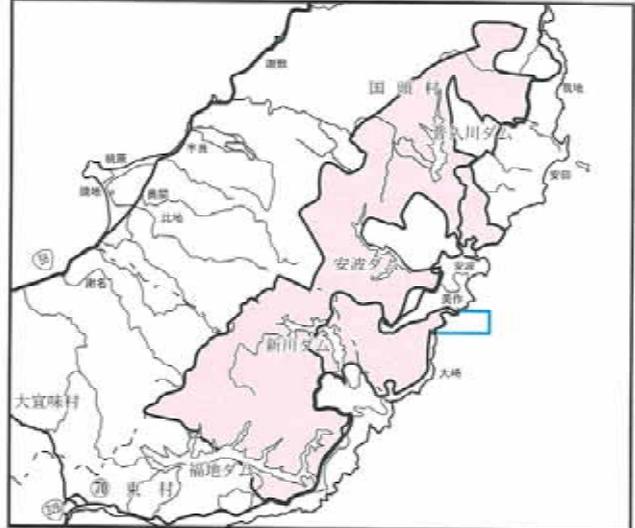


第1節 米軍の施設別状況

1 海兵隊

(1) FAC 6001 北部訓練場 (Northern Training Area)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：国頭村（字安波、字安田、字楚洲、字謝敷、字浜、字与那）
東村（字高江、字宮城、字川田）

(イ) 面積：78,332千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
国頭村	37,880	5,846	202	470	44,398
東村	33,934				33,934
合計	71,814	5,846	202	470	78,332

(ウ) 地主数：71人

(エ) 年間賃借料：482百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：司令部庁舎、隊舎、車庫、ポンプ室、消防舎、事務所、弾薬貯蔵庫、その他

工作物：航空燃料タンク、車両ゲート、ヘリパッド、汚水処理施設、アンテナ、ソフトボール場、その他

(カ) 基地従業員：M L C 10人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：海兵隊、その他

ウ 沿革

昭和32年10月25日 「北部海兵隊訓練場」として使用開始。

昭和38年2月3日 一部追加使用。

昭和45年12月末 国頭村安田に実弾射撃訓練場が建設され、実弾射撃訓練を実施しようとしたが、県民の反対にあって中止。

昭和47年5月15日 「北部訓練場」として提供開始。

昭和49年 1 月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、北部ダム用地部分の返還と地位協定第2条第4項(b)の使用を合意。
昭和49年 2 月21日	日米合同委員会は、ダム用地返還後の米軍の訓練内容について合意。
昭和49年 6 月 6 日	日米合同委員会は、北部4ダム建設用地部分約2,524千㎡について、沖縄総合事務局が工事期間中、地位協定第2条第4項(a)に基づき共同使用することに合意。
昭和49年12月 9 日	福地ダム(湛水面積2.45km ²)が東村川田に完成。
昭和51年 7 月 8 日	第16回日米安全保障協議委員会で、一部(12,800千㎡)の無条件返還を合意。
昭和52年 5 月19日	付属施設として、工作物(車両ゲート及び表示板1個)を追加提供。
昭和52年10月15日	県営総合農地開発事業用地として、1,303千㎡を返還(第16回安保協合意の一部)。
昭和52年12月15日	10月15日返還用地の代替施設として、国頭村字安波の東方海岸268千㎡を追加提供。
昭和55年 2 月27日	海兵隊総司令官が、米上院で、北部訓練場の着弾区域の指定及び対戦車ミサイルの実弾発射訓練の実施を日本側と協議中、と証言。
昭和56年12月22日	キャンプ地区南西1.6kmの地点に建設されたハリアーパッドを使用して、ハリアー機の離発着訓練を実施。
昭和58年11月21日	在日米軍沖縄地域調整官は、三者連絡協議会の席上、ダム用地返還後の米軍の訓練内容8項目のうち、浮橋建設・使用等の5項目を実施しない、と言明。
昭和60年 9 月10日	事務所として、建物約2,500㎡と工作物(舗床等)を追加提供。
昭和62年 1 月	山口県岩国基地に配備が予定されていたハリアー機の訓練場として、北部訓練場内の安波ダム南約270mの場所にハリアーパッド建設を計画、着工しようとしたが、地元の強い反対で工事が中断。
昭和62年 3 月31日	農地開発地域約409千㎡を返還。
昭和62年11月26日	北部ダム工事のため3,193千㎡を返還し、うち2,817千㎡(福地ダム、安波ダム、普久川ダム、新川ダムの貯水池等)を地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設及び区域として追加提供。
昭和62年12月	米海軍は、国頭村字安波でハリアーパッド建設用地の測量に入ったが、区民の反対にあい中止。その後、北部訓練場での建設を断念し、伊江島補助飛行場内に建設。
昭和63年 6 月21日	海兵隊は、22日までの2日間、福地ダム北側の入り江で浮橋を使用した筏操作訓練を実施。
昭和63年 8 月 8 日	在日米軍沖縄地域調整官は、三者協の席上、代替地が見つかるまでの間、北部ダムにおける訓練を中止する、と言明。
昭和63年 9 月22日	土砂流出防止用ダムとして、安波川下流に工作物(土留)を追加提供。
平成 2 年 4 月30日	海水揚水発電技術実証試験プラント用地約164千㎡を返還。
平成 2 年 6 月19日	日米合同委員会は、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会から返還要請のあった4,504千㎡の土地について、返還に向けて調整・手続きを進めることを確認した。その後、面積の見直しあり(この中には、第16回安保協事案2,634千㎡が含まれている)。
平成 2 年 8 月	米陸軍は、国頭・東村境の伊湯岳山頂に、キャンプ瑞慶覧と八重岳通信所を結ぶ伊湯岳マイクロウエーブタワーを建設。

- 平成 5 年 3 月 31 日 平成 2 年 6 月 19 日の日米合同委員会において、返還に向けて調整・手続きを進めることが確認された約 4,798 千㎡の土地を返還。
- 平成 8 年 12 月 2 日 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告において、平成 14 年度末を目途に、北部訓練場の過半（約 3,987 ヘクタール）を返還すること等を合意。
- 平成 10 年 11 月 19 日 日米合同委員会において、安波訓練場の返還条件として、土地及び水域の追加提供を合意。
- 平成 10 年 12 月 17 日 上陸訓練のため、土地約 382 千㎡、水域約 121 ヘクタールを追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15 メモより抜粋）

使用主目的：訓練場

使用条件： 返還以前の期間において使用していたとおり、本施設・区域を引き続き使用する。

本施設及び区域において、指定された射撃場における実弾射撃が認められる。実弾砲兵射撃は、着弾区域が指定されるまでは行われぬ。水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃が認められるほか、信号弾が使用されることもある。

合衆国軍は、本施設及び区域内にある指定された水源かん養林並びに指定された特別保護鳥類及びその自然生息地に対し損害を与えないよう予防措置をとり、水源かん養林に大きな形質変更をもたらすような計画をたてる場合には、事前に日本政府と調整する。

合衆国軍は、本施設及び区域のうち、国頭村字安波下地原、古我地原及び川瀬原所在の海沿いの区域及び出入路において実弾射撃、自然の破壊及び形質の大きな変更は行わぬ。

合衆国軍は、作業及び訓練の実施の際、安波集落（提供区域を除く。）に立ち入らない。

本施設及び区域の上空については、2,000 フィートまで合衆国軍による使用が認められる。

その他： 上記のほか、合衆国軍は、本施設及び区域を復帰前と同じように使用するが、合同委員会において使用条件の検討を行うこと、国頭村字下地原、古我地原及び川瀬原所在の海沿いの区域及び出入路は、合衆国軍の活動を妨げないことを条件に、地元民の立入り又は通行が認められること、並びに安波ダム、普久川ダム、新川ダム及び福地ダムの用地は、工事完了後返還されるが、同時に貯水池部分（返還区域を通る道路及びダム本体上を通る道路を含む。）は、地位協定第 2 条第 4 項（b）の適用のある施設及び区域として提供されることが合意されている。

ダム用地返還後の米軍の訓練内容としては、浮橋の建設及び利用、応急渡河術、波乗り訓練、水陸両用車の使用による訓練、ヘリコプターによる空海救助訓練、水質浄化訓練、ヘリコプターによる消火訓練、小型舟艇操作訓練、の 8 項目が合意されている。

オ 施設の現状及び任務

この訓練場は、国頭村及び東村にまたがる本県最大の演習場であり、海兵隊の管理の下に、海兵隊の各部隊のほか陸軍、海軍、空軍の各部隊が対ゲリラ訓練、歩兵演習、ヘリコプター演習、脱出生還訓練、救命生存訓練及び砲兵基本教練などの訓練を実施するなど、対ゲリラ訓練基地として使用されている。

同訓練場は、NTA1a、1b、2a、2b、2c、3a、3b、3c、3d 及び 3e に細分され、ベースキャンプ地区の 2a はキャンプ・ゴンサルベス（Camp Gonsalves）と呼ばれ、教室、診療所、部隊事務所、運動場等があり、3b には火力支援基地がある。演習場内には、20カ所のヘリパッドもある。

同演習場では、現在、実弾射撃は実施されていない。

なお、同訓練場には沖縄県の管理する主要地方道国頭東線のほか、一般県道2号線（使用延長約4km、使用開始昭47.5.15）がある。

同訓練場一帯は、沖縄本島随一の森林地帯として県土保全、水源かん養林の大きな機能を果たしており、また、国の特別天然記念物（特別鳥類）のノグチゲラや天然記念物のヤンバルクイナの生息地として、国頭村側の一部に「伊湯岳鳥獣特別保護地区」（期限～平17.10.31、面積224ha）が設定されている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電柱等用地	1千㎡	昭47.5.15
	高圧送電線路用地	0千㎡	昭57.9.16
東村	水道施設用地	5千㎡	昭62.12.21
	電源開発株式会社	海水揚水発電施設用地	175千㎡
沖縄県	鉄塔等用地	32千㎡	平7.6.1
	道路用地	271千㎡	平2.11.8
	取水施設用地	14千㎡	平3.9.10
国頭村	道路用地	9千㎡	平4. .
	道路用地	4千㎡	平12.9.21
計 5人	9件	511千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項（b）：米軍による一時使用

提供施設	使用期間	面積	追加提供年月日
福地ダム、安波ダム、 普久川ダム及び新川ダ ムの貯水池等	必要の都度	2,817千㎡	昭62.11.26

キ 施設周辺の状況

(ア) 地域との関わり

北部訓練場の所在する国頭村の面積は194.8k㎡、平成14年9月末現在の人口は5,871人で、昭和55年4月1日に過疎地域に指定されている。国頭村には、同訓練場のほか奥間レスト・センターが所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、23.1%に上っている。このほか、海上自衛隊の国頭受信所も所在するため、防衛施設の占める割合は、23.2%になる。

また、東村については、面積81.79k㎡、平成14年9月末現在の人口は1,957人で、国頭村と同様に昭和55年に過疎地域に指定されている。東村には、同訓練場のほか慶佐次通信所が所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、41.5%に上っている。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件、事故

北部訓練場及びその周辺では、航空機事故が復帰後14件発生しているが、すべてヘリコプターによるものであり、そのうち墜落事故は6件ののぼり、森林資源・林業施設等に被害を及ぼしている。北部訓練場ではヘリコプターの訓練が行われているため、沖縄本島随一の森林地帯は、ヘリコプターの墜落による火災発生の危険に常にさらされている側面がある。

昭和48年8月2日 普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが施設内の伊湯岳頂上付近で墜落。

昭和48年8月8日 普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが安波海岸付近を飛行中、高圧線に接触して安波部落から300mの畑に緊急着陸。高圧線の破損により、国頭村全域が3時間にわたり停電。

昭和50年 6月24日	普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが飛行訓練中、安波ダム建設工事現場の工事資材運搬用ロープに接触、施設内に墜落炎上。
昭和52年11月 9日	普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが北部訓練場向け飛行中、エンジン不調により、宜野座村漢那の民間牧草地に緊急着陸。
昭和55年12月19日	普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが通常の訓練中、木材搬出用ワイヤーに接触、施設内の安波ダム貯水予定地域に墜落。乗員3人のうち、1人が死亡、2人が重傷。
昭和57年 1月31日	施設外の国頭村安波で、米兵が空砲を発砲。
昭和60年 7月12日	普天間飛行場所属のCH-53Dヘリコプターが編隊飛行訓練中、1機が辺野喜ダム付近の林道に墜落炎上。
昭和61年 9月20日	普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが点検のため、国頭村安田の農道に緊急着陸。
昭和62年 5月16日	普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプターが北部訓練場内で訓練飛行中、エンジン部分の故障のため、国頭村安田の農地開発地区の農道に緊急着陸。
昭和62年 7月11日	普天間飛行場所属のAH-1J攻撃ヘリコプターが飛行中、トランスミッションのオイル漏れのため、国頭村楚洲の畜産団地の牧草地に緊急着陸。
昭和62年 9月21日	北部訓練場上空で訓練中の海兵隊ヘリコプターが、信号燈を誤って施設外に投下、国頭村字安田の沖縄県乳用牛育成センター内の原野部分約37㎡を焼失。
昭和63年 6月 4日	東村高江の県道70号線に近い訓練場内で、待ち伏せ訓練中の第3海兵師団第6連隊の隊員が使用した催涙ガスが流出し、県道を通行中の民間車両の乗員2人が目や喉の痛みを訴えた。
昭和63年10月31日	普天間飛行場所属のCH-46ヘリコプター2機が、編隊飛行訓練中に衝突し、うち1機が伊湯岳東側の山林に墜落。
平成元年12月10日	提供施設外の辺野喜ダム上流付近で米軍が携帯食品を食べ散らかしたり、電池や注射器を放置していたことが判明。
平成 4年10月26日	信号弾による山林火災が発生し、1,132㎡を焼失。
平成 4年10月28日	山林火災が発生し、1,655㎡を焼失。
平成 8年12月 3日	東村高江の施設外で、在沖米海兵隊が野戦演習を実施。(～5日)
平成11年 4月19日	海兵隊所属のCH-53Eヘリコプターが北部訓練場の沖合に墜落し、乗員4名が死亡。
平成11年 8月11日	海兵隊所属のUH-1Nヘリコプターが、東村営グラウンドに緊急着陸。
平成12年 5月23日	海兵隊員が、提供施設外の東村高江の土地改良区に誤って進入し、ペイントボール模擬弾を発射。
平成12年 7月23日	海兵隊員が、提供施設外の東村高江の国有地で、誤って廃棄物を投棄。
平成13年10月11日	韓国テグ基地所属のMH47型ヘリコプターが、国頭村安田の沖縄県乳用牛育成センター敷地内の牧草地に緊急着陸。

(ウ) 着弾区域設定問題

昭和55年2月27日の米上院軍事委員会におけるバロー米海兵隊総司令官の証言で、海兵隊は、北部訓練場において着弾区域の設定及び対戦車ミサイル(TOW)の実弾発射訓練の実施について、日本政府との間で協議中であることが3月26日に報道された。

県は、6月4日、第6回三者連絡協議会幹事会を開催し、北部訓練場には水源かん養林があ

り、実弾演習が継続的になされるとその本質的な機能が損なわれ、沖縄県の水供給事業に大きな影響を与えること、北部訓練場の区域内には国の特別天然記念物で世界でも珍しく、学術的にもきわめて価値のあるノグチゲラが生息する鳥獣特別保護地区も指定されていることから、実弾発射訓練に強く反対した。この結果、日米両政府間の協議とは別に、県と現地海兵隊とで話し合いを続けることで合意した。

この問題については、国会の間でも議論される等社会・政治問題化したこと、その後ヤンバルクイナが発見され、天然記念物に指定されたこともあり、今日まで着弾区域の指定はなされていない。

(I) 北部4ダムの一時的な使用問題

昭和49年1月30日の第15回日米安全保障協議委員会において、安波ダム、普久川ダム、新川ダム及び福地ダムの用地部分の返還と、返還後に地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設・区域として使用されることに合意したことに伴い、同年2月21日、日米合同委員会は、ダム用地返還後の米軍の訓練内容について合意した。その内容は、浮橋の建設及び利用、応急渡河術、波乗り訓練、水陸両用車の使用による訓練、ヘリコプターによる空海救助訓練、水質浄化訓練、ヘリコプターによる消火訓練、小型舟艇操作訓練、の8項目である。

北部4ダムの完成した昭和58年、県は、11月21日の第8回三者協において、これらのダムが県民の飲料水として利用されているものであり、たとえ訓練により水質を汚濁するようなことがないにしても、県民の心情面から好ましくないとの観点にたつて、これらのダムの貯水池では訓練をしないよう提案、協議した。その結果、在日米軍沖縄地域調整官は、ダム用地返還後の訓練内容8項目のうち、浮橋建設・使用等～の項目については実施しない、～の項目については実施がありうる、また、訓練を実施する場合、水面を汚染しない、と回答した。

昭和62年11月26日、北部ダム工事のため3,193千㎡が返還され、うち2,817千㎡が地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設及び区域として追加提供された。

翌昭和63年6月21日、海兵隊は、22日までの2日間、福地ダム北側の入り江で浮橋を使用した筏操作訓練を実施した。これは、昭和56年夏の訓練以来のことであった。

県は、同年8月8日の第13回三者協において、訓練による水質汚染はないとしても、県民の心情から好ましいことではなく、訓練が再び実施されると県民との相互信頼関係が根本から損なわれかねないことから、ダム貯水池での訓練を廃止するよう提案、協議した。その結果、在日米軍沖縄地域調整官からは、代替地が見つかるまでの間、北部ダムにおける訓練を中止する、との回答があった。その後、米軍は、北部4ダムでの訓練を実施していない。

ク S A C O の最終報告について

平成8年12月2日のS A C O の最終報告では、平成14年度末までを目途に北部訓練場の過半(約3,987ヘクタール)を返還し、また、特定の貯水池(約159ヘクタール)についての共同使用を解除することが合意された。なお、当該返還に当たっては、次の2つの条件が付せられている。

北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成9年度末までを目途に、土地(約38ヘクタール)及び水域(約121ヘクタール)を提供する。

ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

なお、特定の貯水池(約159ヘクタール)とされる部分については、普久川ダム(約48ヘクタール、全部返還)、安波ダム(約56ヘクタール、全部返還)、福地ダム(約56ヘクタール、一部返還)の3ダムであり、北部訓練場全体で約20あるヘリコプター着陸帯(ヘリパッド)のうち、移設されるヘリパッドは7つとのことである。

その他、S A C O の最終報告では、安波訓練場について、前述の北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、共同使用が解除されることも合意され、平成10年12月に前述した返還条件と同時に実施された。

なお、返還条件 については、防衛施設庁が平成10年12月から平成12年3月までヘリパッドの移設予定地の環境調査を行ったが、天然記念物や山原の固有種等、特記すべき動・植物の種が多数確認されたことから、現在、ヘリパッドの運用が動植物に与える影響を把握するなどの継続環境調査を行っている。

ケ 返還後の跡地利用計画

・国頭村

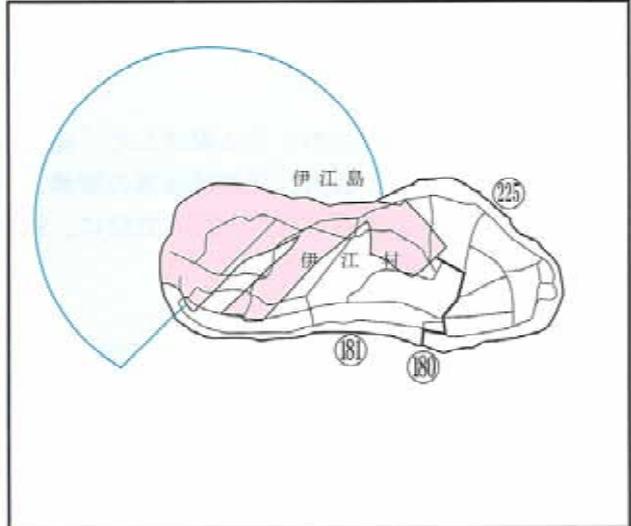
国頭村が平成13年8月に策定した「北部訓練場・安波訓練場跡地利用構想」では、自然環境の保全、継承、活用、地場産業の振興、定住の促進、新たな価値を生み出す観光の創出、村内の均衡ある利用の展開を基本方針に、訓練場跡地を中心に展開するプロジェクトイメージが、調査検討を重ね策定されている。

・東村

平成5年に返還された高江地区内の165ヘクタールについては、平成8年1月に、東村高江地区返還軍用地跡地利用計画の概要調査が行われた。これによると、自然環境の保護・保全エリア、沿道サービスエリア、自然林滞在エリア、生態系利活用型産業エリア、溪流アドベンチャーエリア、の5つのエリアに区分され、跡地利用計画の指針が示されている。

また、平成8年12月のSACOの最終報告において、北部訓練場の過半の返還が合意されたのを受けて、平成9年3月には、既返還地と新たに合意された地域を含めて、北部訓練場跡地利用基本構想が定められており、大きく分けて、「自然環境保存ゾーン」と「自然環境活用ゾーン」の2つのゾーンが設定され、自然環境活用ゾーンの拠点施設として、亜熱帯自然保護センター（仮称）の整備が計画され、平成13年度には基本構想策定調査を行った。

(2) FAC 6005 伊江島補助飛行場 (Ie Jima Auxiliary Airfield)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：伊江村（字西江上、字西江前、字東江上、字東江前、字川平）

(イ) 面積：8,015千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
伊江村	1,453	64	625	5,873	8,015

(ウ) 地主数：1,199人

(エ) 年間賃借料：1,335百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：航空管制塔、管理事務所、宿舍、食堂、倉庫、消防舎、その他

工作物：滑走路、射爆撃場、ヘリパッド、アンテナ、送信及び受信機、汚水処理装置、車両給油所、ハリア・ストップ、その他

(カ) 基地従業員：MLC 21人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：海兵隊、陸軍（特殊部隊）、空軍、海軍

ウ 沿革

年月日不詳	旧日本軍により飛行場建設用地として接收。
昭和22年3月	一部が解放され居住開始。
昭和28年	真謝、西崎両区の土地が射爆撃場建設のため接收通告される。
昭和29年	射爆撃場建設。
昭和30年	キジャカ原に通信施設建設。
昭和36年	通信施設に支障があるとして、キジャカ原の民家41戸の立退き問題が起こる。
昭和40年4月15日	約15千㎡返還。
昭和45年6月30日	約5,037千㎡返還。
昭和47年5月15日	提供施設・区域となる。

昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、移設条件付全部返還を合意。
昭和52年3月31日	海洋博覧会関連飛行場用地として、土地約6千㎡返還。
昭和57年5月14日	公用地暫定使用法の期間満了に伴い、未契約地約44千㎡を返還（第16回安保協合意分）。
昭和59年8月28日	保安施設として、工作物（囲障等）を追加提供。
昭和60年4月1日	A C M I 設置に伴い、訓練空域の一部（第2区域(領域内)）を返還、一部（第2区域(領域外)）を廃止。
昭和62年5月14日	特訴法適用の土地約2千㎡を返還。
平成元年8月7日	施設管理権が空軍から海兵隊に移管するとともに、ハリアーパッドの建設工事を開始、同年10月末に完成。
平成2年7月6日	保安施設として、工作物（囲障）を追加提供。
平成8年12月2日	沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）の最終報告で、読谷補助飛行場で実施していたパラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場へ移転することを合意。
平成10年3月26日	通信施設として、建物100㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成11年10月21日	パラシュート降下訓練の増加に対応するため、使用条件を変更。 パラシュート降下訓練：月曜日から金曜日まで 06:00 ~ 21:30 土曜日 06:00 ~ 12:00、17:00 ~ 21:30
平成12年8月24日	日米合同委員会において、重量物投下訓練の使用条件を変更する。 重量物投下訓練：月曜日から金曜日まで 06:00 ~ 21:30 土曜日 06:00 ~ 12:00、17:00 ~ 21:30 ・ 1日当たりの訓練の合計時間 月曜日から金曜日：6時間30分、土曜日：6時間

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：補助飛行場、空対地射爆撃場及び通信所

使用条件： 合衆国軍は、第1水域を継続的に、第2水域及び空域を空対地射爆撃訓練では週7日6時から23時まで、パラシュート訓練では月曜日及び火曜日の16時から日没まで、火曜日の10時から14時並びに土曜日の6時から23時まで、重量物投下訓練では毎日16時30分から23時まで使用する。合衆国軍は、空対地射爆撃訓練には、2,000ポンドを越えない航空機用の在来型訓練弾を使用する。

上記のほか、本施設及び区域内の指定された出入路は、合衆国軍の活動を妨げないことを条件に、地元民の通行が認められること、及び本施設及び区域内にある地元民の住宅その他の建造物の問題は、今後検討すべき事項とすることが合意されている。

オ 施設の現状及び任務

この施設は本部半島の北西9kmに所在する伊江島の北西部にあり、施設の北西部にハリアーパッド、西側には射爆撃場、中央には飛行場、東側には通信施設、兵舎、事務所等がある。村の約35.3%を占めるこの施設は、真謝集落で約155戸、西崎集落で約240戸の住宅が施設の中で生活を営む特異な形態となっている。

昭和51年7月8日の第16回日米安全保障協議委員会で、移設条件付全面返還が合意され、村当局も返還要請を行っていたが、地元の地主会から、昭和57年6月に当該施設の継続使用が要請され、昭和60年7月の地元地主会全会一致の決議、要請を受け、同年8月に県も地元の意向を配慮することを確認した。

平成元年5月、国頭村で反対にあい、場所選定が困難な状態にあったハリアーパッドの建設につ

いて、村当局が条件付きで容認、これを受けて米軍は平成元年8月から同建設工事を着工、同年10月末に完成した。従って、現時点で第16回日米安全保障協議委員会で合意された返還の実現の目途はたっていない。

同施設（同施設に帰属する訓練水域及び空域含む）から派生する事件・事故については、復帰後、沖合での墜落事故3件、落下事故11件、その他5件発生している。また、射撃訓練による原野火災が1件あり、県や村も米軍及び那覇防衛施設局に対して事故の再発防止を強く申し入れている。

平成8年12月の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告で、読谷補助飛行場で実施されていたパラシュート降下訓練が、伊江島補助飛行場へ移転することが合意され、平成11年3月に、伊江村が訓練の移設受け入れを表明した。その後、平成12年7月から訓練が正式に移転され、パラシュート降下訓練等が増加した。同施設での訓練の増加に伴い、訓練に伴う事故も増加し、平成14年10月に発生した重量物投下訓練の提供施設外への落下事故を契機に、同施設での重量物投下訓練の廃止について、日米両政府に対し働きかけを行ったが、米軍は原因が究明され、安全対策が講じられたとして、平成15年3月7日から同訓練を再開した。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	1千㎡	昭47.5.15
伊江村	水道事業取送配水施設用地	4千㎡	昭47.5.15
	水道事業貯水施設用地	11千㎡	昭48.2.8
	休憩所用地	0千㎡	昭49.4.4
	公民館用地	0千㎡	昭56.11.19
	農業用溜池用地	0千㎡	平1.4.1
沖縄県	農業用かんがい施設用地	44千㎡	昭49.5.9
計 3人	7件	60千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項（b）：米軍による一時使用 なし

キ 施設周辺の状況

伊江島補助飛行場の所在する伊江村の面積は22.75k㎡、平成14年9月末現在の人口は5,440人となっている。島の西側からほぼ中央に位置するこの施設は、村面積の35.3%を占めており、その周囲は農用地としての土地利用がなされているが、南側では集落と隣接しており、パラシュート降下事故が発生している。

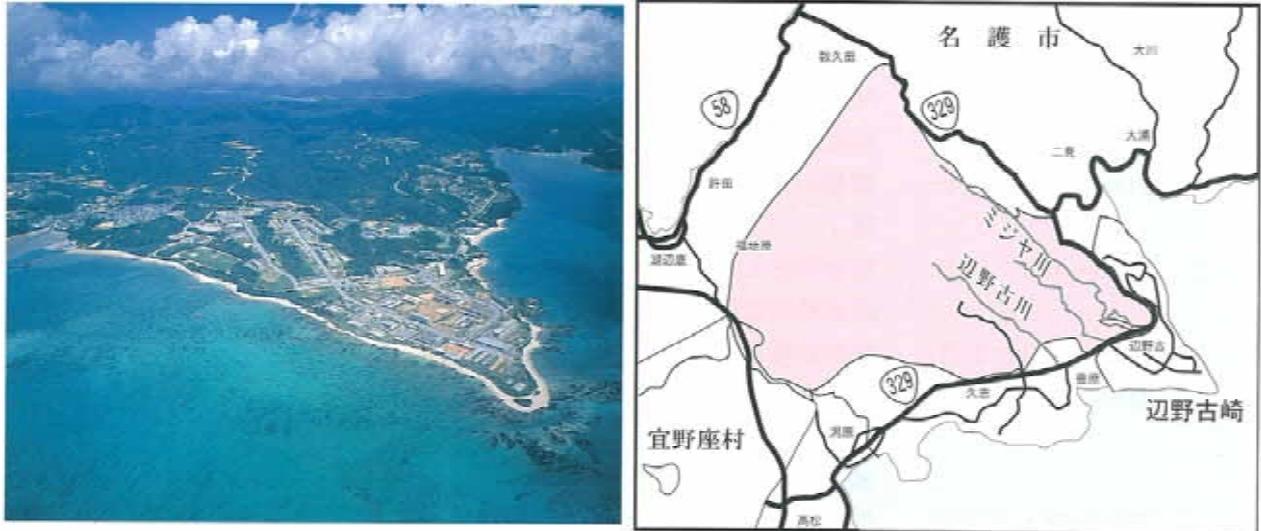
伊江島の北海岸は約60mの断崖絶壁が重なり、南側にかけて緩傾斜の地形となっており、島の中央やや東よりには、伊江島のシンボルである城山(172m)がそびえている。

肉用牛、葉たばこ、花き園芸生産額は県内でも上位を占めている。

ク 返還後の跡地利用計画

伊江村では、平成9年3月に、「交流の未来が広がる花の島 ～自然とのふれあいを基調とした保養・福祉・交流環境の創造～」を理念とした跡地利用計画構想（案）を策定した。この構想（案）では、整備計画のコンセプトを3案（第1案：アグリミュージアムの形成、第2案：体験型臨空リゾートの形成、第3案：臨空スポーツリゾートの形成）提案し、今後、村民・地権者の考えを取り入れながら、正式な構想としていくこととしている。

(3) FAC 6009 キャンプ・シュワブ (Camp Schwab)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：名護市（字豊原、字辺野古、字久志、字許田、字数久田、字世富慶）
宜野座村（字松田）

(イ) 面積：20,627千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
名護市	169	1,946	13,054	5,260	20,428
宜野座村	108	20	71	-	199
合計	277	1,966	13,125	5,260	20,627

(ウ) 地主数：504人

(エ) 年間賃借料：2,346百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：司令部等、宿舎、劇場、クラブ（将校、下士官）、倉庫、機器整備工場、医療建物、教会、食堂、体育館、兵器修理工場、管理事務所、消防舎、訓練用建物、電話交換所、車両、その他

工作物：ヘリパッド、LST（上陸用船艇）揚陸場、貯油タンク、貯水タンク、防波堤、消火施設、車両ゲート、競技用コート、射撃場、灯台、給油所、監視塔、その他

(カ) 基地従業員：200人（MLC 112人、IHA 88人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：第3海兵師団第4海兵連隊、第3海兵師団戦闘強襲大隊、第3海兵師団歩兵大隊（UDP）、その他（空軍、海軍、陸軍がレンジ等を使用）

ウ 沿革

- 昭和31年11月16日 「キャンプ・シュワブ」として使用開始。
- 昭和32年7月1日 「キャンプ・シュワブ訓練場」として追加使用開始。
- 昭和34年7月1日 「キャンプ・シュワブLST係留施設」として追加使用開始。
- 昭和46年6月30日 沖縄返還協定了解覚書C表により、訓練区域の一部約1,043千㎡を返還。

昭和47年 5月15日	3施設が統合され、「キャンプ・シュワブ」として提供開始。
昭和50年 5月19日	沖縄自動車道用地として、土地約70千㎡を返還。
昭和51年 7月 8日	第16回日米安全保障協議委員会で、一部用地の無条件（国道329号沿い）及び一部用地の条件付き（辺野古川付近進入路部分）返還を合意。
昭和52年 1月27日	辺野古地先の民有地100㎡（訓練場）と工作物（囲障）を追加提供。
昭和52年 5月19日	付属施設として、工作物（車両ゲートと表示板 6 個）を追加提供。
昭和54年 4月13日	事故対策として、M85機関銃用射角制御装置を設置。
昭和55年 9月20日	事故対策として、M 2（50口径機関銃）用射角制御装置をレンジ10に設置。
昭和56年 3月26日	隊舎等として、建物4,323㎡と工作物（舗床等）を追加提供（那覇空軍・海軍補助施設等の返還に伴う代替施設）。
昭和56年 3月31日	事故対策として、着弾地にバックストップを設置。
昭和57年 6月 1日	在沖米軍は、第 5 回三者協の席上、読谷村上空で行われていたヘリコプターによる兵員宙づり訓練について、今後キャンプ・シュワブとその水域上空で実施し、民間上空では行わないと言明。
昭和58年 1月31日	国道329号沿い及び辺野古付近進入路部分の土地約180千㎡を返還（第16回安保協合意の部分）。
昭和58年10月31日	水域の一部（松田慶武留川付近）約18,900㎡を返還。
昭和58年11月 1日	汚染処理施設等として、建物約180㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和59年 2月16日	道路等として、建物約40㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和59年10月 5日	宿舎として、建物約5,700㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和59年11月29日	宿舎として、建物約5,900㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和60年 7月	消火用貯水池が完成。
昭和60年 9月10日	倉庫等として、建物約5,200㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和61年10月 2日	隊舎として、建物約11,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和61年10月31日	辺野古漁港用水域として、水域の一部（豊原付近、第 5 区域内）約45,000㎡を返還。
昭和62年 2月 5日	防火施設等として、工作物（池井等）を追加提供。
昭和62年11月27日	電話交換所として、建物110,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成元年 2月 8日	隊舎等として、建物2,500㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 2年 6月19日	日米合同委員会において、一部土地（国道329号沿いの土地（第16回安保協了承部分））の返還について、日米双方で所要の調整・手続きを進めることを確認。
平成 2年 6月30日	国道329号拡幅用地として、土地（辺野古付近の国道329号沿い）約18,000㎡を返還。
平成 2年11月30日	国道329号改良工事のため、一部用地約1,000㎡を返還。
平成 2年 秋	第 3 軽装甲歩兵大隊がカリフォルニア州29パームスに、1 個両用攻撃中隊が米本土に移駐。また、第 1 無限軌道車大隊の戦車中隊が解隊、同大隊は第 1 装甲攻撃隊に名称変更。
平成 3年 5月31日	国道329号拡幅用地（辺野古付近）約2,000㎡を返還。
平成 3年 9月12日	土砂流出防止用ダム等として、工作物（土留）を追加提供。
平成 4年 5月14日	倉庫として、建物約2,800㎡と工作物（舗装等）を追加提供。
平成 4年 9月24日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
平成 4年 秋	第 1 装甲攻撃大隊を再編、名称を戦闘支援群に変更。

平成 5 年 3 月 31 日	土地（辺野古付近の国道329号沿い）約5,100㎡を返還。
平成 5 年 9 月 27 日	隊舎として、建物約17,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成 6 年 11 月 25 日	隊舎として、建物約6,700㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 7 年 6 月 1 日	隊舎として、建物約11,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成 8 年 4 月 30 日	水域約131,000㎡を返還。
平成 8 年 9 月 30 日	旧植樹祭候補地約149,000㎡（辺野古付近：県有地）を返還。
平成10年 3 月 26 日	隊舎等として、建物約10,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成11年 7 月 15 日	診療所等として、建物約2,500㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成13年 3 月 31 日	沖縄電力の変電所変圧器の収納庫建設用地として、国道329号沿いの土地約520㎡を返還。
〃	辺野古漁協による海岸保全整備のため、水域約32,000㎡を返還。
平成14年 2 月 7 日	工場等として、建物約830㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年12月12日	更衣棟等として、建物約750㎡と工作物（門等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：宿舎、管理事務所及び訓練場

使用条件： 返還以前の期間において使用していたとおり、本施設・区域を引き続き使用する。

本施設・区域内においては実弾射撃が認められる。合衆国軍隊が使用する兵器は、水陸両用師団に編成上通常割り当てられる兵器の一般的範疇に入るものである。射撃は、指定された野外射撃場地区で行われる。実弾又は不活性弾はこの施設・区域内に航空機から投下又は発射されない。

合衆国政府は、本施設・区域と海の間での出入りのため辺野古川の使用を認められる。この川に対しいかなる損害も与えないようあらゆる予防措置を講じる。

合衆国軍は、第1水域、第2水域、キャンプ・シュワブ LST ランプ、下水管及び空域については、常時使用する。第3水域については、1日24時間で月平均10日とし、年間120日を超えないものとする。辺野古ビーチについては必要に応じて毎日使用する。

合衆国軍は、水域の第2水域、第3水域及び辺野古ビーチにおいては、実弾射撃及び水中爆破は認められないが、訓練のために水陸両用部隊が通常装備しているあらゆる兵器の空砲射撃は認められる。また、信号目的のため及び合衆国軍隊の移動のコントロールのため信号弾を使用することができる。キャンプ・シュワブ LST ランプは、水陸両用訓練のため使用されるが、海に向かって500メートルを超える実弾射撃は実施しない。また、水中爆破は認められない。

本施設・区域の上空全部及び第3水域の上空においては、2,000フィートまで合衆国軍による使用が認められる。

その他： 上記のほか、合衆国軍は、本施設及び区域を復帰前と同じように使用するが、必要があれば、合同委員会において使用条件の検討を行うこと、並びに本施設及び区域の境界内にあるが提供されていない貯水池は、同貯水池の管理者（沖縄県）との調整を終え次第、地位協定第2条第4項(b)の適用がある施設及び区域として提供されることなどが合意されている。

オ 施設の現状及び任務

キャンプ・シュワブは、国道329号より内陸側の名護市の久志岳を中心とする山岳・森林地帯からなる「シュワブ訓練地区」と、名護市辺野古の国道329号より東側海岸地域の「キャンプ地区」からなっている。

シュワブ訓練地区は、中部訓練地域（Central Training Area）と呼ばれる大きな演習場の県

道108号線以北の部分であり、以南は、キャンプ・ハンセン訓練地区に属する。さらにキャンプ・シュワブには、LST（戦車揚陸艦）の揚陸用ランプ（斜面）と、水陸両用車の強襲揚陸演習のできる海兵演習場が付属しており、そのための訓練海域がある。

訓練地区は、A、B、C、D及びシュワブ着弾地区に細分され、A地区には50ポイント・ライフルレンジ及びピストルレンジが所在し、実弾射撃が行われている。B地区にはレンジ10、11及び12があり、他の地区で実弾射撃が行われている間は使用されない。C地区では実弾を使用しない部隊訓練及び戦術訓練が行われる。D地区には、沖縄県林業試験場の実験地（1,399千㎡）がある。演習場の中央に位置する久志岳の麓がシュワブ着弾地区であり、A、B両地区のレンジの着弾地が設定されているほか、第3廃弾処理場がある。なお、この第3廃弾処理場では、陸上自衛隊も共同使用により不発弾処理を行っている。

一般的に、重火器（50口径）の射撃訓練は、隊員の射撃技術の向上を目的として実施されているが、キャンプ・シュワブにおいては、射撃範囲が極度に制限されているため、このような訓練はできず、武器の性能を知るための基礎訓練に縮小されている。また、演習場地区のほぼ真中を連絡道路が通っていて、県道108号線を横切ってキャンプ・ハンセン内連絡道路に通じている。

なお、同施設の訓練区域一帯は、沖縄本島有数の森林地帯となっており、木材等生産、水源かん養林等の機能を果たしている。

また、同訓練場内には、沖縄県の管理する一般県道108号線（使用面積3ha、使用開始昭和47.5.15）がある。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
名護市	沖繩電力株式会社 電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
	電柱等用地	0千㎡	昭55.10.9
	送電線路用地	50千㎡	昭55.10.23
	水道施設用地	2千㎡	昭47.5.15
	農業用ダム及び進入路用地	49千㎡	昭61.5.1
	導水管及び河川用地	4千㎡	平3.1.10
	農業用ダム用地	151千㎡	平7.12.20
陸上自衛隊	不発弾処理施設用地	7,077千㎡	昭50.12.4
計 3人	8件	7,333千㎡	+ 水域72千㎡

(イ) 地位協定第2条第4項（b）：米軍による一時使用

なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 地域との関わり

キャンプ・シュワブの所在する名護市には、ほかに八重岳通信所、辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセンが所在し、市面積に占める米軍基地の割合は、11.1%となっている。詳しくは、八重岳通信所の項を参照。

また、宜野座村の面積は約31.28千㎡、人口は5,184人である。なお、同村には、キャンプ・シュワブのほかキャンプ・ハンセンが所在し、村面積に占める割合は、50.7%となっている。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故とその対策

キャンプ・シュワブにおいて、使用される主要火器50口径重機関銃の最大射程距離が6.7kmであるのに対し、訓練区域の東西の長さが約6.3km、南北の長さが3.6kmと小規模である。

このため、昭和50年代には、機関銃弾等が、周囲の住宅、学校等民間地域に被弾する事故が度々発生した。そのため、昭和54年4月にM85機関銃用射角制御装置が設置されたほか、昭和55年

の第2回三者協において、跳弾防止対策として那覇防衛施設局がバックストップや射角制御装置を設置することが確認され、その後、昭和56年3月以降に105ミリ戦車砲用バックストップやM2機関銃弾用跳弾防止装置が設置された。

しかし、現地レベルで改善できる事項には限度があり、県は昭和60年以降、米国政府に直接要請するなど、日米両政府に対し実弾演習の廃止を要請している。

なお、県は、平成14年7月に発生した名護市数久田区のパイン畑へのM2重機関銃からの被弾事故を受け、キャンプ・シュワブ演習場レンジ10におけるM2重機関銃の実弾射撃訓練の廃止について、日米両政府に要請したが、米軍は、射角制御装置の設置により安全対策が施されたとして、原因究明がなされぬまま、平成15年2月21日に同訓練を再開した。

また、シュワブ訓練区域の火災防止対策については、三者協において協議を重ね、消火用貯水池が設置された。しかし、シュワブ着弾区域内の不発弾について、爆発物処理部隊が月1回の定期処理と射撃後3日目に処理するものとされているものの、実状は、着弾地区内の不発弾が障害となり、防火帯の建設が困難なため、消防車が乗り付けて初期消火にあたることができず、演習中、2機のヘリコプターを普天間飛行場に常時待機させる等の消火体制をとっている。

< キャンプ・シュワブ及びその周辺における復帰後の事件、事故 >

- | | |
|-------------|---|
| 昭和48年2月26日 | 宜野座村城原区から2kmの山中に敷設された導水管が海兵隊の演習の際切断され、約36時間にわたって断水する被害を受けた。 |
| 昭和50年4月1日 | 廃弾処理に伴う爆風、振動によって、名護市久辺地域で器物が落下し、地域住民が負傷する等、人身、物件等に被害を及ぼした。 |
| 昭和50年6月 | 施設の汚水沈殿槽が機能せず、海域約260m先まで敷設されているコンクリート溝からし尿が海域へ排出し、大浦湾及び辺野古崎周辺の刺網等の漁具に被害を与えた。 |
| 昭和52年10月1日 | キャンプ・シュワブに隣接する名護市管理の辺野古浄水場に米兵が侵入し、爆竹を用いて薬品注入パイプを損壊した。事件後、侵入防止策として、フェンスが設置された。 |
| 昭和52年11月26日 | 廃弾処理場入口付近の民間地域にあるチリ捨て場に化学薬品が不法投棄され、雨で流れだし、名護市豊原一帯の川や水たまりを緑色に汚染した。 |
| 昭和53年4月14日 | 実弾射撃訓練による原野火災が発生した。 |
| 昭和53年4月22日 | 演習の際着弾地から跳弾した訓練用曳光弾が、名護市数久田区の住民地域から約350m離れた海岸に落下しているのが発見された。 |
| 昭和53年11月8日 | 原因不明の原野火災が発生した。 |
| 昭和53年12月29日 | 名護市許田区の民家、畑、道路等に、演習中の海兵隊の水陸両用車から数十発の機関銃弾が打ち込まれた。原因は、訓練の実施に関する規定の運用に判断の誤りがあり、水陸両用車の機銃射角が誤って設定されたことによるものであった。 |
| 昭和54年5月30日 | 宜野座村の民家の豚舎近くの電柱の側に、米軍の照明弾が落下した。 |
| 昭和54年6月22日 | キャンプ・シュワブから普天間飛行場向け飛行中の普天間飛行場所属CH-46兵員輸送用ヘリコプターが、名護市豊原の畑に不時着した(作物は植えられていなかった)。 |
| 昭和54年8月2日 | 米軍の軽機関銃によるとみられる弾丸が、名護市の養豚畜舎の小型アルミ製水槽に打ち込まれた。 |
| 昭和55年3月5日 | 宜野座村の民家の庭先に、パラシュート付き信号筒が落下した。 |

昭和56年 6月10日	廃弾処理により、原野火災が発生した。
昭和56年 8月14日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約22,000㎡を焼失した。
昭和56年 9月15日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約200㎡を焼失した。
昭和56年10月 6日	廃弾処理により原野火災が発生し、約1,000㎡を焼失した。
昭和56年11月20日	同日実施された米軍の実弾射撃訓練で火災が発生し、久志岳の中腹から頂上にかけて、約60,000㎡を焼失する山林火災が発生した。
昭和56年12月17日	原因不明の原野火災が発生し、約3,000㎡を焼失した。
昭和57年 1月18日	50口径機関銃弾により、着弾区域内で原野火災が発生し、約500㎡を焼失した。
昭和57年 2月19日	ドラゴン対戦車兵器により、レンジ10の着弾区域内で原野火災が発生し、約12,000㎡を焼失した。消火のため、米軍ヘリが辺野古ダムとゆかり牧場貯水池から無断取水した。
昭和57年 8月31日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約100㎡を焼失した。
昭和57年10月 4日	廃弾処理によりバックストップ付近で原野火災が発生し、約2,000㎡を焼失した。
昭和57年11月26日	同日午前11時から午後 1 時にかけて実施された海兵隊による軍事演習で、ハリアー機、攻撃ヘリ、水陸両用戦車及び模擬爆弾が使用され、小中学校の授業が中断されるなど騒音被害が発生した。
昭和58年 1月 6日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約75㎡を焼失した。
昭和58年 2月 3日	キャンプ・シュワブ水域を使用した上陸演習の際、海兵隊のA 4 スカイホーク機やCH - 53ヘリコプターが辺野古や久志の住宅地域上空を低空飛行し、爆音で学校の授業が中断した。
昭和58年 3月 5日	普天間飛行場所属のCH - 53ヘリコプターが、点検のため名護市豊原の原野に不時着した。
昭和58年 8月29日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約1,000㎡を焼失した。
昭和58年 9月21日	海兵隊輸送大隊所属のトレーラーが、M60戦車を積んでキャンプ・シュワブから那覇港湾施設向け走行中、宜野座村松田の国道329号の急カーブにおいてガードレールを破損し、戦車がずり落ちて民家のひさし、屋根瓦等を破損した。
昭和58年10月18日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約2,500㎡を焼失した。
昭和59年 2月29日	廃弾処理により原野火災が発生し、約4,500㎡を焼失した。
昭和59年 4月12日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約1,250㎡を焼失した。
昭和59年 5月16日	金武ブルー・ビーチ訓練場からキャンプ・シュワブへ向かう途中の水陸両用車が通常のコースからはずれ、宜野座村漢那沖のリーフで珊瑚礁の一部を破損した。
昭和59年 5月18日	演習場内で訓練中のM60A I型戦車から発射されたM85重機関銃弾が、名護市許田の農道で停車中のダンプトラックに命中し、ラジエター、クーラーフロントパネルを損傷した。
昭和59年 6月13日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約100㎡を焼失した。
昭和59年 8月23日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約900㎡を焼失した。
昭和59年10月31日	普天間飛行場所属のCH - 53Dヘリコプターが、キャンプ・シュワブから北部訓練場へ飛行中、その後部ドアが名護市天仁屋のきび畑に落下した。
昭和60年 1月24日	M 2 重機関銃によりレンジ10で原野火災が発生し、約300㎡を焼失した。

昭和60年 8月29日	廃弾処理により原野火災が発生し、約10,000㎡を焼失した。
昭和61年10月 7日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約250㎡を焼失した。
昭和61年10月 8日	50mm口径機関銃により、久志岳バックストップ付近で原野火災が発生し、雑草及び椎の木など20,393㎡を焼失した。
昭和62年10月27日	国道58号を恩納村から名護市向け走行中のタクシーの右フェンダーに、50mm口径機関銃弾が命中した。次いで、10月30日に、同国道の許田北方2 kmの地点で、同種の銃弾が発見された。いずれもレンジ10からの被弾の可能性があったため、海兵隊は同レンジでの50mm口径射撃訓練の中止を決定した。
昭和63年 6月 9日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約2,500㎡を焼失した。
平成 2年 1月10日	キャンプ・シュワブ所属の5トントラックが、約22kgの弾薬を積載したセミトレーラーを牽引して中部訓練場に行く途中、名護市辺野古の国道329号で滑走し、ガードレールを越えて民家のブロック塀に突っ込み、横転した。
平成 2年11月29日	厚木飛行場から飛び立った第7艦隊所属のSF-2Hシースプライトヘリコプターが、那覇の北東46kmの海上に墜落した。
平成 3年 4月 3日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約3,750㎡を焼失した。
平成 4年 4月23日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約7,500㎡を焼失した。
平成 4年 5月21日	キャンプ・シュワブ演習場で、米軍による戦車道拡張工事が進められていることが確認された。
平成 5年 9月10日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約90,000㎡を焼失した。
平成 5年 9月13日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約100㎡を焼失した。
平成 5年 9月28日	安部区にある離れ島（通称：オール島）に、米軍ヘリが離発着する事件が発生した。
平成 6年 9月13日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約12,000㎡を焼失した。
平成 6年 9月19日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約40,000㎡を焼失した。
平成 6年11月 3日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約40,000㎡を焼失した。
平成 6年11月16日	キャンプ・シュワブ基地内で、普天間基地所属のUH-1ヒューイ輸送連絡ヘリコプターが、通常訓練中に着陸に失敗して墜落し、米兵1人が死亡、4人が重軽傷を負った。
平成 6年11月21日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約5,250㎡を焼失した。
平成 6年12月 5日	12月5日から、第7艦隊、第3海兵隊遠征軍及び第18航空団の三軍合同演習が実施され、演習が実施された民間地域では米軍戦闘機による爆音、特に地域の小中学校では授業が中断する等の被害が報告された。
平成 6年12月15日	米軍の大型貨物自動車、キャンプ・シュワブ基地へ向け進行中、ギアチェンジの際に車輪がロック状態となり横滑りを起こし、歩道横の電柱をなぎ倒し、3 m下の土手に転落した。
平成 7年 9月19日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約10,000㎡を焼失した。
平成 7年12月 4日	午後5時50分頃、米軍が25mm機関銃を使用しての実弾演習中、キャンプ・シュワブ演習地のバックストップ付近で火災が発生し、約90,000㎡を焼失した。
平成 7年12月 6日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約50㎡を焼失した。
平成 8年 3月14日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約225㎡を焼失した。
平成 8年 8月30日	爆破訓練により原野火災が発生し、約80㎡を焼失した。

平成 8 年10月 2 日	午後 8 時55分頃、普天間基地所属の C H - 4 6 ヘリコプターが名護市嘉陽小学校前の海岸に不時着した。
平成 8 年12月16日	キャンプ・シュワブ水域において、米軍水陸両用車 2 台が上陸訓練中に機械系統が故障し、沈没した。乗組員は、全員救助された。
平成 9 年 6 月19日	午前 9 時45分頃から午後10時30分頃まで、米軍ヘリコプター 2 機が大浦湾上空を旋回飛行し、地域住民に騒音被害を与えた。
平成 9 年12月19日	実弾射撃訓練により原野火災が発生し、約5,000㎡を焼失した。
平成10年 8 月13日	名護市のキャンプ・シュワブ沖の大浦訓練区域で、パラシュート訓練に参加していた隊員が訓練中の事故で死亡した。
平成11年 3 月 8 日	爆破訓練により E O D # 3 (廃弾処理場) 付近で発火し、約900㎡を消失した。
平成12年 4 月18日	キャンプ・シュワブ内レンジ10において、実弾射撃訓練による原野火災が発生し、約 5 千㎡を消失した。
平成12年 4 月27日	在沖海兵隊の水陸両用車 6 台が、キャンプ・シュワブから宜野座村潟原までの移動の際、提供水域外の共同漁場に進入し、サンゴ礁等を損壊した。
平成13年 8 月23日	キャンプ・シュワブ内レンジ10において、実弾射撃訓練による原野火災が発生し、17,684㎡を消失した。
平成14年 2 月 5 日	キャンプ・シュワブ内レンジ10において、実弾射撃訓練による原野火災が発生し、約14,000㎡を消失した。
平成14年 2 月 8 日	キャンプ・シュワブ沖海底から、米軍の空砲模擬弾17個、空砲銃弾16箱が発見された。
平成14年 2 月20日	キャンプ・シュワブ内レンジ10において、実弾射撃訓練による原野火災が発生し、約285,000㎡を消失した。
平成14年 4 月 7 日	宜野座村松田において、米軍の水陸両用車 2 台が、訓練移動中に民間道に進入した。
平成14年 7 月23日	名護市数久田区のパイン畑で、キャンプ・シュワブ内のレンジ10から発射されたと思われる50口径 M 2 重機関銃の弾丸が発見された。
平成14年 8 月 2 日	普天間基地所属の C H - 5 3 E ヘリコプターが、3 発中の 1 発のエンジントラブルにより、宜野座村松田の海岸に不時着した。
平成14年10月29日	キャンプ・シュワブ内モータープール (車両整備場) の油分離槽から約35ガロンの油が流出した。施設外への流出はなし。

(4) FAC 6010 辺野古弾薬庫 (Henoko Ordnance Ammunition Depot)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：名護市（字二見、字辺野古）

(イ) 面積：1,214千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
名護市	3	-	1,039	171	1,214

(ウ) 地主数：50人

(エ) 年間賃借料：167百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：事務所、弾薬倉庫、隊舎、宿舍、工場、避難所、その他

工作物：保安柵、汚水・排水溝、テニスコート、駐車場、浄化槽、警報装置、ガススタンド、変電所、その他

(カ) 基地従業員：MLC 27人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：第3役務支援群第3補給大隊辺野古弾薬中隊

ウ 沿革

昭和31年	「辺野古弾薬庫」、「辺野古海軍弾薬庫」として使用開始。
昭和47年5月15日	2施設が統合され、「辺野古弾薬庫」として提供開始。
昭和52年6月15日	施設管理権が陸軍から海兵隊へ移管。
平成2年6月30日	国道329号改良用地約5,000㎡（辺野古付近）を返還。
平成3年5月31日	国道329号改良用地約140㎡（辺野古付近）を返還。
平成5年11月4日	隊舎として、建物約7,500㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成12年10月31日	管理棟として、建物約490㎡と工作物（水道等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：弾薬庫

使用条件：合衆国軍は、水域を陸上施設の保安のため使用する。

オ 施設の現状及び任務

この施設はキャンプ・シュワブの北側に隣接し、大浦湾に面した小高い海岸台地に広がっており、海兵隊の弾薬庫として使用されている。弾薬庫の多くは覆土式で、約3分の1は地下弾薬庫の種類、性能がわかるように、文字、数字が表示されている。

辺野古弾薬庫を使用している第3補給大隊は、第9旅行団役務支援群に所属していたが、同支援群が1992年春に解隊されたため、現在ではその上部組織である第3役務支援群（司令部＝牧港補給地区）の直轄下にある。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

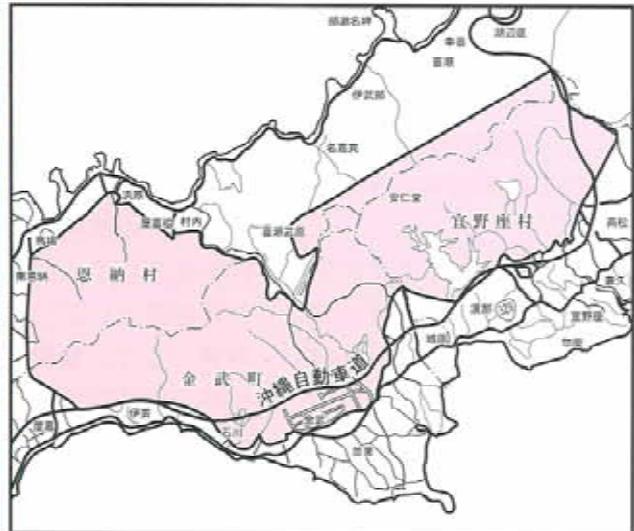
共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15

(イ) 地位協定第2条第4項(b)：米軍による一時使用
なし

キ 施設周辺の状況

辺野古弾薬庫の所在する名護市には、ほかにキャンプ・シュワブ、八重岳通信所とキャンプ・ハンセンが所在し、市面積に占める米軍基地の割合は、11.1%に上っている。詳しくは、八重岳通信所の項を参照。

(5) FAC 6011 キャンプ・ハンセン (Camp Hansen)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：名護市（字久志、字喜瀬、字幸喜、字許田）
 宜野座村（字松田、字宜野座、字惣慶、字漢那）
 恩納村（字恩納、字喜瀬武原、字安富祖、字大田、字瀬良垣、字南恩納）
 金武町（字金武、字伊芸、字屋嘉）

(イ) 面積：51,183千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
名護市	0	-	1,550	132	1,682
宜野座村	852	126	14,241	448	15,667
恩納村	173	-	9,848	2,365	12,386
金武町	367	62	14,621	6,397	21,448
合計	1,393	189	40,260	9,341	51,183

(ウ) 地主数：2,037人

(エ) 年間賃借料：6,794百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：大隊司令部等、倉庫、事務所、診療所、歯科、矯正施設、将校宿舎等、銀行、郵便局、管理棟、兵舎、劇場、通信室、工場等、警衛所、クラブ、その他

工作物：標的場、運動場、汚水槽、保安柵、雨水排水溝、ヘリパッド、外灯、アンテナ、都市型訓練施設、テニスコート、その他

(カ) 基地従業員：494人（MLC 304人、IHA 190人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：第3 役務支援群第3 医療大隊、同第9 工兵支援大隊、第3 海兵師団歩兵大隊（UDP）、同第12海兵連隊、第3 海兵遠征軍司令部役務大隊、その他（空軍、海軍、陸軍がレンジ等を使用）

ウ 沿革

昭和20年	米軍が飛行場を建設し使用開始。
昭和32年	「キャンプ・ハンセン」として使用開始。
昭和34年 2月22日	「キャンプ・ハンセン訓練場」として追加使用開始。
昭和46年 6月30日	沖縄返還協定了解覚書C表により、キャンプ・ハンセン訓練場区域の一部約177.4千㎡、キャンプ・ハンセンの一部約390.6千㎡を返還。
昭和47年 5月15日	2施設が統合され、「キャンプ・ハンセン」として提供開始。
昭和50年 5月19日	沖縄自動車道用地約576,000㎡を返還。
昭和51年 7月 8日	第16回日米安全保障協議委員会で、一部用地約1,900千㎡（東支那海側斜面部分）の無条件返還を合意。
昭和52年 1月27日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
昭和52年 5月19日	付属施設として、工作物（車両ゲート及び表示板16個）を追加提供。
昭和56年 3月26日	隊舎として、建物約6,432㎡を追加提供（那覇空軍・海軍補助施設の返還に伴う代替施設）。
昭和56年12月31日	金武町営グラウンド用地約49,000㎡を返還。
昭和57年 9月20日	金武町屋嘉の農地開発のため、施設（レンジ5）進入路の変更に伴う道路約800㎡を追加提供。
昭和57年11月30日	金武町屋嘉の農地開発用地3.1㎡を返還。
昭和58年 6月30日	保安施設として、工作物（囲障等）を追加提供（県道104号線と産業道路沿い）。
昭和58年10月31日	国道329号改修工事のため、水域約11,000㎡を返還。
昭和58年12月 2日	保安施設等として、污水处理施設建物約500㎡と工作物（囲障等）を追加提供（伊芸区水源かん養林の標識用鉄柱を含む）。
昭和59年 2月16日	排水施設等として、工作物（排水路等）を追加提供（宜野座ダム付近及びハンセン東側と国道329号を連結するもの）。
昭和59年 5月25日	宿舎として、建物約12,300㎡と工作物（舗装等）を追加提供。
昭和59年 8月28日	訓練施設等として、建物約30,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和60年 7月12日	保安施設として、工作物（囲障）を追加提供。
昭和60年 7月23日	レンジ2～4までの間の防火帯が完成。総延長1,450m、幅員4m、セメント舗装。海兵隊予算。
昭和60年 9月10日	倉庫として、建物約7,400㎡と工作物（舗装等）を追加提供。
昭和60年10月31日	通信施設として、工作物（アンテナ等）を追加提供。
”	隊舎等として、建物約14,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和62年 7月10日	矯正施設等として、建物約11,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和62年12月11日	電話交換所として、建物約110㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
”	油分離施設として、工作物2個を追加提供。
昭和63年 3月10日	訓練場として、土地約7,200㎡（中川付近の民有地）を追加提供。
昭和63年 3月31日	国道329号改良用地約570㎡を返還（屋嘉インター入口付近）。
昭和63年 4月 1日	県企業局用地跡の土地7,200㎡を追加提供。
昭和63年 8月 8日	在日米軍沖縄地域調整官が三者協の席上、県道104号線越え実弾射撃演習について、小学校に近い3砲座は時間をずらして使用するなど教育環境に配慮している、と説明。
昭和63年12月19日	道路等として、工作物（舗装等）を追加提供（レンジ6進入路の整備）。
昭和63年12月23日	在日米軍は、レンジ6の実弾射撃訓練は今後取りやめる、と発表。
昭和元年 3月23日	演習場として、約930㎡（中川付近の民有地）を追加提供。

平成元年3月31日	沖縄変電所用地約80㎡(金武町中川付近の民有地)を返還。
平成元年10月26日	隊舎として、建物約9,400㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成元年11月28日	道路として、国有地約3,300㎡を追加提供(310番台砲座進入路)。
平成2年3月31日	在沖米海兵隊が、平成元年5月から宜野座村福山区付近で建設を進めていた都市型戦闘訓練施設(コンバットタウン)が完成。実弾は使用しない。陸軍が、恩納村のレンジ21に建設していた都市型戦闘訓練施設が完成。
〃	道路用地として、一部(中川小学校付近の道路)約4,100㎡を返還。
平成2年5月16日	米軍は、レンジ21(恩納村)の都市型戦闘訓練施設で実弾射撃訓練を開始。
平成2年6月19日	日米合同委員会において、一部土地(第16回安保協了承部分、軍転協返還要請部分)の返還について、日米双方で所要の調整・手続きを進めることで合意。
平成2年夏	第1軽対空ミサイル大隊(約300人)が解隊。第3海兵遠征軍の防空任務は、普天間飛行場の第1海兵航空団に引き継がれた。
平成2年10月中旬	海兵隊はレンジ5で掩体壕建設を開始。当初、25箇所(の射撃位置と6箇所の銃座)が予定されていたが、一部の射撃位置が住民地域に向いているとの金武町の指摘を受けて、平成3年7月9日、中央の射撃位置4箇所と銃座1箇所の埋め戻し・不使用を明らかにした。
平成3年2月28日	熱帯果樹園用地約4,800㎡を返還。
〃	花卉園芸場用地約15,000㎡を返還。
〃	隊舎等として、建物23,000㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成3年3月31日	店舗用地約400㎡を返還。
平成3年6月6日	給油施設等として、建物70㎡と工作物(貯槽等)を追加提供。
平成3年6月30日	歩道用地約600㎡(金武町の国道329号沿い)を返還。
平成3年7月9日	レンジ18(金武町)に遠隔交戦目標系攻撃訓練施設がほぼ完成。
平成3年9月12日	排水施設として、工作物(下水道)を追加提供。
平成4年1月31日	排水施設として、工作物(下水道)を追加提供。
平成4年3月12日	隊舎等として、建物23,000㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成4年3月31日	住宅用地約600㎡(金武町の国道329号沿い)を返還。
平成4年5月14日	契約更新拒否用地1,593㎡(金武町の国道329号沿い)を返還。
平成4年5月15日	沖縄返還20周年記念式典のため訪日したクウェール米副大統領は、レンジ21の都市型戦闘訓練施設の撤去を決定したと発表。撤去作業は6月1日に開始、7月中旬に終了。
平成4年9月24日	保安柵等として、工作物(囲障等)を追加提供。
平成5年8月12日	米軍が、GP311、312及び313の砲座を使用しての実弾射撃訓練の廃止を発表。
平成5年9月27日	隊舎等として、建物約12,000㎡と工作物(舗装等)を追加提供。
平成6年3月8日	隊舎等として、建物約19,000㎡と工作物(門等)を追加提供。
平成6年9月6日	道路として、工作物(舗装等)を追加提供。
平成7年3月31日	ゴミ処理場用地約28,000㎡を返還。
平成7年5月11日	日米合同委員会において、読谷補助飛行場を返還するための措置として、宜野座ダムに隣接するドードー地区に落下傘降下訓練の機能を移設すること、宜野座ダム(施設外)に救助艇を待機させることで合意。
平成7年5月30日	隊舎等として、建物約15,000㎡と工作物(門等)を追加提供。

平成7年9月27日	日米安全保障協議委員会において、県道104号線越え実弾射撃訓練の問題について、分散・実施の方向で技術的、専門的検討を進めていくことで合意。
平成7年10月5日	日米合同委員会において、県道104号線越え実弾射撃訓練の問題解決に向けて検討を行うための特別作業班を設置。
平成7年11月30日	ゴルフ場拡張用地約2,300㎡を返還。
平成8年7月3日	隊舎等として、建物約8,200㎡と工作物（保安柵等）を追加提供。
平成8年12月2日	沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告で、キャンプ・ハンセンで行われていた県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練は、平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止めることを合意。
平成8年12月31日	総合運動公園用地約34,500㎡を返還。
平成9年3月31日	牛舎用地約470㎡を返還。
平成9年5月14日	特措法適用地約350㎡を返還。
平成10年3月26日	隊舎等として、建物約16,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成10年3月31日	町道用地約950㎡を返還。
平成10年5月18日	倉庫等として、建物約20㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成10年8月	第12海兵連隊がキャンプ瑞慶覧から移転。
平成11年1月22日	工場等として、建物約600㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成11年3月25日	保安柵等として、工作物（門等）を追加提供。
平成11年7月15日	管理棟等として、建物約5,300㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成12年4月13日	囲障等として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成12年10月31日	土留等として、工作物（土留等）を追加提供。
平成13年9月30日	民有地約60㎡を返還。
平成14年2月6日	漢那ダム建設工事のため、一部約839,000㎡を返還。返還合意にあたって、漢那ダムの湖水面の共同使用が返還条件となっている。
平成14年2月7日	訓練施設等として、土地約615,000㎡を追加提供。
”	隊舎等として、建物約23,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年7月9日	保安柵として、工作物（門等）を追加提供。
平成14年12月12日	厚生施設等として、建物約6,300㎡と工作物（囲障等）を追加提供。

工 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的： 宿舎、管理事務所及び訓練場

使用条件： 返還以前の期間において使用していたとおり、本施設・区域を引き続き使用する。本施設及び区域において、指定された射撃場における実弾射撃及び爆発物処理が認められる。使用される兵器は、水陸両用師団が通常装備する兵器の一般の範ちゅうに入るものである。ヘリコプター及び固定翼航空機による空から地上に対する実弾射撃も認められる。

合衆国軍は水域を必要な日に使用する。水域内においては、実弾射撃及び水中爆破は行わないが空砲射撃は実施し、信号弾を使用することもある。

キャンプ・ハンセンの上空については、2,000フィートまで合衆国軍による使用が認められる。

その他： 上記のほか、合衆国軍は、本施設及び区域を復帰前と同じように使用するが、必要があれば、合同委員会において使用条件の検討を行うこと、本施設及び区域内の

指定された出入路及び104号線は、合衆国軍の活動を妨げないことを条件に、地元民の通行が認められること、並びに本施設及び区域の境界内にあるが提供されていない貯水池は、同貯水池の管理者（沖縄県）との調整を終え次第、地位協定第2条第4項(b)の適用ある施設及び区域として提供されることが合意されている。

なお、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練については、平成8年12月2日のSACの最終報告で、平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、取り止めることが合意され、平成9年3月7日の同演習を最後に、現在では実施されていない。

オ 施設の現状及び任務

キャンプ・ハンセンは、国道329号沿いの金武町の市街地に面した「キャンプ地区」と、その背後の恩納村から名護市、宜野座村に連なる山岳部の「訓練地区」からなっている。米軍では、キャンプ・ハンセンの訓練地区とキャンプ・シュワブの訓練地区とを合わせて「中部訓練地域」(Central Training Area)と呼んでいる。

訓練地区は、県道名護宜野座線を北端とし、南は概ね屋嘉から南恩納に抜ける屋嘉恩納線に囲まれた演習場であり、「ハンセン訓練場」と「ハンセン着弾区域」からなっている。

ハンセン訓練場は、CTA1a～1c、2a～2g、3a～3f、5a～5fに細分され、3c、3f及び5地区を除いた地区では実弾射撃は行わず、一般演習場として部隊訓練か戦術訓練が行われる。

ハンセン着弾区域は、恩納岳、伊芸岳、金武岳、ブート岳を擁し、キャンプ地区の西部に隣接している。3c、3f及び5地区のレンジの着弾地が設定されているほか、第1廃弾処理場がある。第1廃弾処理場では、陸上自衛隊も共同使用により不発弾処理を行っている。

キャンプ地区には、第3海兵遠征軍直轄の司令部役務大隊トラック中隊、第3役務支援群第9工兵支援大隊、第7通信大隊のほか、第31海兵遠征部隊、歩兵大隊(UDP)が駐留している。

施設内には、海兵下士官養成のための師団学校が設置されており、海兵隊以外の3軍にも利用されている。また、診療所、歯科、銀行、郵便局、兵舎、運動場などのほか、ボーリング場、将校、下士官、一般兵の各クラブ等の娯楽施設も完備されている。

なお、同訓練場内には沖縄県の管理する一般県道104号線(使用面積約5ha、使用開始昭47.5.15)があるが、日米合同委員会における共同使用の承認手続きを経ていないため、地位協定第3条に基づく現地米軍の管理権により使用が認められていると理解されている。

同訓練場には、同県道のほかに、鍋川ダム導水路、企業局の導水管など県の行政財産が提供されている。

また、同施設の訓練区域一帯は沖縄本島有数の森林地帯となっており、木材等生産、水源かん養の機能を果たしているが、キャンプ・ハンセンには145haの国有林のほか、市町村有林およそ4,000haがあり、これらは、名護市、宜野座村、恩納村及び金武町の森林面積計20,000haの約5分の1を占めている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	105千㎡	昭47.5.15
	送電線路用地	94千㎡	昭55.10.23
	電柱等用地	0千㎡	平元.3.1
沖縄県企業局	水道施設用地	5千㎡	昭47.5.15
	導水管用地	3千㎡	昭49.5.23
	送水管用地	0千㎡	昭55.8.28
	導水管用地	5千㎡	昭55.10.9

	送水管用地	6千㎡	昭60.10.17
陸上自衛隊	不発弾処理施設用地	3,151千㎡	昭50.12.4
沖 縄 県	導水管等用地	17千㎡	昭51.8.12
	配水管用地	1千㎡	昭55.8.28
	農業用ダム用地	115千㎡	昭58.10.6
恩 納 村	農業用ダム用地	73千㎡	昭51.8.12
	洪水調整ダム用地	18千㎡	昭54.4.19
	ダム用地	45千㎡	昭57.11.4
	かんがい排水施設用地	3千㎡	昭59.11.29
	河川用地	8千㎡	昭61.4.1
	河川用地	6千㎡	平元.4.1
宜野座村	導水管及び給水管用地	2千㎡	昭55.8.28
	水道管及び配水池用地	1千㎡	昭55.8.28
	ダム用地	26千㎡	昭56.4.9
	導水管用地	2千㎡	昭61.9.20
	ダム用地	53千㎡	平元.4.1
	農業用かんがい施設用地	5千㎡	平4.4.1
	導水管用地	2千㎡	平5.5.1
金 武 町	電話幹線柱用地	0千㎡	昭55.10.9
	廃棄物処理施設用地	7千㎡	昭59.5.17
	導水管及び配水管用地	0千㎡	昭60.8.8
	洪水調整ダム用地	149千㎡	昭61.5.26
	給水管用地	2千㎡	昭63.6.1
	河川用地	16千㎡	昭63.8.1
	河川用地	1千㎡	平元.4.1
	公共駐車場用地	2千㎡	平元.6.15
	道路用地	5千㎡	平2.7.1
	農業用かんがい施設用地	2千㎡	平4.2.1
	配水管用地	1千㎡	平4.4.1
	かんがい施設用地	8千㎡	平8.2.7
	給配水管用地	0千㎡	平10.5.18
西日本電信電話(株)	電話設備等用地	0千㎡	昭61.11.1
計 8人	39件	3,939千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b): なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 地域との関わり

キャンプ・ハンセンの所在する名護市には、ほかにキャンプ・シュワブ、辺野古弾薬庫、八重岳通信所が所在し、市面積に占める米軍基地の割合は、11.1%に上っている。詳しくは八重岳通信所の項を参照。

恩納村の面積は50.77k㎡、平成14年9月末の人口は9,923人である。恩納村には、キャンプ・ハンセンのほか嘉手納弾薬庫地区が所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、29.4%に上っている。このほか、陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場と航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場も所在するため、防衛施設の占める割合は、30.0%になる。

また、宜野座村については、キャンプ・ハンセンのほかキャンプ・シュワブが所在し、村面積

に占める割合は、50.7%に上っている。詳しくはキャンプ・シュワブの項を参照。

金武町の面積は37.84 k m²、平成14年9月末の人口は10,490人である。金武町には、キャンプ・ハンセンほかギンバル訓練場、金武レッド・ビーチ訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場が所在し、町面積に占める割合は、59.3%に上っている。このほか、航空自衛隊恩納高射教育訓練場も所在するため、防衛施設の占める割合は、59.4%となる。

(1) 施設及びその周辺における復帰後の事件、事故

a 実弾射撃訓練に伴う原野火災

宜野座村の区域を除いたキャンプ・ハンセンの訓練場では、実弾を使用した射撃訓練が実施されるため、発火性の高い照明弾や曳光弾から着弾地内の雑草に引火することになり、原野火災が度々発生している。県が確認したものとして、復帰後から平成14年末までに371件発生し、時には水源かん養林も延焼し、周辺住民に不安を与えている。

そのため、キャンプ・ハンセン訓練区域の火災防止対策については、第2回三者協（昭52.2.20）以来協議を重ねており、昭和55年11月26日までに1,450ガロン用の消火バケツが6個に倍増・装備された。また、昭和59年11月までに、訓練場内の伊芸地区水源かん養林の境界を示す標識が4箇所を設置された。さらに、早期消火活動に入るため、同年12月までに、火事発生の予測される演習に際しては、普天間飛行場のヘリコプター2機が事前出勤し、ハンセン内のヘリポートで待機する体制がとられるようになったが、昭和61年2月までには演習中常時待機体制がとられるようになり、その後は4機に増機された。昭和60年7月23日には、火災の大半が発生しているレンジ2～4までの間に、総延長1.45km、幅員4mのセメント舗装、雨水排水路付きの防火帯が米海兵隊予算20万ドルで完成した。

b 実弾射撃訓練に伴う施設外への被弾

キャンプ・ハンセンは、そこで使用される主要火器155ミリ榴弾砲の最大射程距離が約30kmであるのに対し、訓練区域の東西の長さが約13.5km、南北の長さが4.2kmと小規模であり、周囲には住宅、学校等の集落が隣接しているため、昭和50年代には、砲弾等が民間地域や水源かん養林に落下する事故が度々発生した。

そのため、ハンセン訓練区域の安全対策については、第2回三者協（昭55.2.20）以来協議を重ねており、昭和59年11月までに、訓練場内の伊芸区水源かん養林の境界を示す標識が4箇所を設置された。

しかし、現地レベルで改善できる事項には限度があるため、県は昭和60年以降、米国政府に直接要請するなど、日米両政府に対し実弾演習の廃止を要請した。

その後、平成8年12月2日の「沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）」において、県道104号線越え実弾砲撃演習については、本土への訓練の移転を条件に訓練を中止することが発表され、平成9年6月16日の日米合同委員会において、沖縄での実弾砲撃演習は事実上廃止されることが確定した。

キャンプ・ハンセン周辺における復帰後の被弾事故

昭和51年3月20日	沖縄自動車道上18.4kmポイント付近に、コースを離れた米軍の演習用照明弾2個が落下した。
昭和53年4月13日	第1廃弾処理場で処理中の砲弾破片が、約1.5km離れた金武村伊芸区の民家のコンクリート屋根のほか、児童公園など3カ所に落下した。
昭和54年5月2日	金武町伊芸の沖縄自動車道のレストラン駐車場に、砲弾の破片が落下した。
昭和54年5月14日	金武町伊芸の東和ゴルフ場グリーン内に、直系1.06mの9角形の白色落下傘付き照明弾が落下した。

昭和54年11月5日	米兵のいたずらにより、民家の屋敷内に照明弾が落下した。
昭和57年1月12日	金武町の2カ所の民家の屋根と橋の上から、大小5個の砲弾破片が発見された。
昭和60年4月10日	金武町内の民家屋上に設置された水タンクに、演習場から飛来した小銃弾が貫通した。
昭和62年1月28日	県道104号線越え実弾射撃演習中、砲弾が空中で爆発、破片が民間地の金武町字金武の牛舎の屋根に落下した。
昭和62年7月9日	レンジ6での実弾射撃演習の際発射されたM16ライフル銃弾が、金武町屋嘉の導水管を破損したため、翌9日の午前中から約11時間にわたって、228世帯の水圧が落ちた。
昭和63年10月15日	レンジ6から金武町伊芸区宅地へ、少なくとも2発のM16ライフル銃弾が撃ち込まれた。

c 不発弾処理の問題

キャンプ・ハンセン演習場では朝鮮戦争が勃発した1950年以降、艦砲射撃、航空機による爆撃等の、実弾による激しい砲爆撃射撃演習が実施されている。現在では、40ミリてき弾等による実弾演習が日常的に行われており、その結果生ずる不発弾も相当の数になると思われる。

同演習場での原野火災が発生した場合には、不発弾の爆発の危険性があるため、地上からの消火活動ができず、ヘリコプターによる空中からの消火活動しかできないのが現状である。

演習場が返還された場合、自然環境を復元するために造林等の治山事業が必要であり、それらの事業を円滑に推進するためには、不発弾の処理が事前に適切に行われることが不可欠である。そのため、沖縄県では、演習場内の不発弾の分布状況やその処理方等についての情報提供を、機会ある度に米軍に求めてきたが、明確な回答はなく、米軍自体が把握できない程に状況が悪化しているのか懸念されるところである。

自衛隊が管理し、米軍も使用する日本本土の演習場では、実弾演習に伴う不発弾の適切な処理について、演習場の使用協定の中で取り決めがあり、演習の都度、あるいは定期的に不発弾の処理をしており、不発弾はほとんど存在しないといわれている。ハワイのスコフィールド演習場でも、不発弾は適切に処理されているという。沖縄の演習場は、不発弾に関しても、米国の基準も日本の基準も適用されているのか疑問である。

沖縄戦での不発弾の処理には、日本復帰後30年もかけて行ってきたが、今後も年間約5億円をかけて継続して行われていく予定であるが、いつまでこの状態が続くのか、わからない状態にある。これからすると、たとえ演習場が返還されたとしても、その後の不発弾処理には、莫大な費用と長い年月を要することが予想される。

キャンプ・ハンセンを含めて米軍が実弾を使用する沖縄の全射撃場について、返還後の不発弾処理対策が跡地利用の支障にならないよう、あらかじめ、日米両政府によって、不発弾処理が検討され、適切な対策が講ぜられる必要がある。

なお、「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」の最終報告では、不発弾処理に関して次のように述べられている。

キャンプ・ハンセン内の弾着地からの不発弾除去手続き(SACO最終報告)

キャンプ・ハンセン内の射場から不発弾を除去する射場清掃作業は、米海兵隊において定められた方針及び手続きに従って実施される。これらと同一の方針及び手続きは、およそ米海兵隊の弾着地を有する全ての基地において適用され、合衆国において他の軍種が運用する射場に適用される方針及び手続きと同等のものである。

沖縄の米海兵隊は、射場整備との関連で半年毎に射場清掃作業を実施する(ちなみに、この

作業は、ノース・カロライナ州のキャンプ・レジューンにおいては半年毎に、カリフォルニア州のキャンプ・ペンドルトンにおいては1年ごとに行われる)。この作業中は、弾着地における全ての射撃及び訓練が約2週間停止される。資格を有する不発弾処理要員は、清掃作業中に発見された全ての不発弾を処理する。

不発弾の多くは、非常に古いものも含めて地中に埋まっており、浸食により絶えず地表に露出して来る。こうした場合には、不発弾処理要員は、不発弾を発見し次第処理する。

不発弾を処理するための特別の訓練を受けていない人員は、如何なる時にも弾着地の中に入ることが認められない。この作業に従事する全ての人員の安全に米海兵隊は強い関心を有する。

d 米軍人の綱紀の緩み

キャンプ・ハンセンに居住する海兵隊員の多くが単身赴任の若い隊員であるせいか、周辺の民間地域で海兵隊員による犯罪が度々発生している。昭和60年には殺人や婦女暴行、家宅侵入などの事件が頻発したため、県は、三者協の第10回(昭60.2.7)及び第11回(昭61.2.21)会合において、軍人の綱紀肅正の徹底について協議した。その結果、米軍は米本国から優秀な隊員を派遣する、社会秩序を乱すおそれのある隊員は強制送還する、派遣前の隊員及び駐留している隊員の教育指導を強化する等により、事件の未然防止を図っていくことを約束した。

e その他の事件、事故

昭和50年代は施設境界の管理の不满から来る事故が発生していたが、最近では、提供施設内の建設工事に伴う赤土流出が増えている。

(ウ) 県道104号線越え実弾砲撃演習

沖縄に駐留する第3海兵師団第12海兵連隊は、金武町中川部落近くのガンポジションに砲座を設置し、約4km離れた金武岳、ブート岳等の恩納岳山系を着弾地として、105mm及び155mm榴弾砲の実弾射撃演習を行っていた。これが県道104号線越え実弾砲撃演習といわれるものである。

金武町の記録によると、恩納岳山系を使用しての射撃演習は、終戦後間もない頃から実施されており、当初は陸上からの機関銃射撃、飛行機による銃撃・爆弾投下に加え、金武湾から艦砲射撃を行うといった激しい演習が行われていたようである。その後、朝鮮戦争の激化とともに演習規模も拡大し、戦車砲や戦術核も発射できる155mm、200mmの大口径砲も使用されるようになった。

復帰後最初の県道104号線越え実弾砲撃演習は、昭和48年に実施され、この時は105mm榴弾砲が使用されている。危険防止の観点から、各訓練の実施の際には、弾道下にある同県道の一部が封鎖され、通行が禁止されている。このため、防衛施設庁は昭和51年に基地周辺整備資金約7億5,200万円を投じて迂回道路を建設した。当道路は、昭和53年3月3日に産業開発道路として村道に認定されたが、全長約5kmのほとんどが基地内を通過しており、同部分は地位協定第3条の米軍の施設管理権により、許可を得て設置されている。当道路の設置の結果、県道封鎖による交通への影響は幾分緩和された。

近年における演習の規模は、使用砲門数4～8門、参加部隊数は1個～3、4個で、兵力は100人～300人であった。

県は、演習場近くに学校や住宅等が多数あることや、使用されている火器の射程距離が演習場の規模をはるかに上回り危険であることを理由に、同演習の廃止について、昭和60年以来米政府に要請してきた。特に、発射音や着弾音によって金武町立中川小学校の教育環境が阻害されていたため、県は第13回三者協(昭63.8.8)において、同演習の廃止について日米両政府間で検討するとともに、その間、演習を自粛し、併せて、小学校に近接する砲座311～313を廃止するよう提案、協議した。その結果、在日米軍沖縄地域調整官は、砲座311～313を廃止はできないが、これらの砲座の使用に当たっては、授業時間に配慮しながら実施すると回答している。

* 演習の廃止

このように同演習は、演習場が住民地域に近接して非常に危険であると同時に、騒音や振動等、種々の悪影響を地域住民に与え、また、自然破壊や環境汚染をもたらすものであることから、県はこれまで、米軍をはじめ日米両政府に対し、同演習の廃止を強く要請してきた。

平成7年1月、日米首脳会談（村山・クリントン会談）を踏まえ、村山総理（当時）は、沖縄県民の要望の強い、沖縄3事案（県道104号、那覇港湾移設、読谷補助飛行場返還）の解決を外務大臣及び防衛庁長官に指示した。

同年9月、日米安全保障協議委員会において、当該訓練を複数の演習場において分散・実施する方向で、技術的、専門的検討を行うことが適当との考えで、日米双方の認識が一致。同年10月、日米合同委員会の下に、本件を解決するための「実弾射撃訓練の移転に関する特別作業班」を設置し、検討を開始した。

平成8年8月、日米間の特別作業班における検討の結果、演習場の面積、機能（弾着地の規模、射撃陣地の規模、アクセス、受入れ施設）等を総合的に勘案して、矢白別、王城寺原、東富士、北富士、日出生台の5演習場について分散・実施が可能であるとの結論を得た。

平成8年12月2日、「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告が発表され、県道104号線越え実弾砲撃演習については、「平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。」とされた。

その後、平成9年6月16日、平成9年度における実弾砲撃演習の本土での実施スケジュールが日米合同委員会で承認されたことにより、沖縄での実弾砲撃演習は事実上廃止されることが確定した。

県道104号線越え実弾砲撃演習は、復帰後だけで実に180回を数え、発射弾数は43,940発（金武町調べ）に達している。演習の事実上の廃止が決まった日、沖縄県の大田知事は「一定の前進である」とコメントするとともに、「演習の移転先においては、この砲撃演習によって生じることのある環境問題や不発弾の処理問題等について、適切な対応がなされることを念じてやみません。」と述べた。

(I) 都市型戦闘訓練施設

昭和63年9月中旬、キャンプ・ハンセン内の簡易水道の水源地を点検していた恩納区長が、レンジ21付近に木造の建物が建設されつつあることに気づいた。同区長から那覇防衛施設局に照会された工事が、米陸軍による都市型戦闘訓練施設の建設工事であることが明らかになったのは同年12月12日であった。計画の概要は、3棟の木造建設（西側の2棟は射撃発射建物、東側の1棟は標的）と廃バス置き場（標的）、タイヤハウス（建物内部に見立てた制圧訓練用）及びピストル射撃場を建設し、7.6mm口径小銃等の火器の射撃訓練場として使用するものであった。

地域住民は、施設の位置が住民地域に近接していること、恩納区民2千人の飲料水を支えている区の水源地の浸食のおそれがあること、軍事演習により山肌が削られるとともに、水質が汚染され、村観光及びリゾート建設を脅かすことから、「特殊訓練場建設及び実弾演習反対恩納村実行委員会」を結成し、レンジ21へのゲート前監視活動など反対行動を起こした。その結果、同年12月中旬から工事は中断され、米軍は翌平成元年1月13日、同工事を停止した。

その後、同じゲートを利用して通常演習のためレンジ7に入ろうとする米兵と、出入りを阻止しようとする住民との間で小競り合いが起きた。平成元年8月20日には、演習帰りの弾薬を積んだトラックの荷台に反対派の一人がよじ登ろうとして、海兵隊員に制止された。

米軍は、平成元年9月6日に、県警機動隊が警備する中工事を再開したが、10月7日には、反対派住民に負傷者が出る事態が発生した。また、当該工事も原因とみられる赤土流出による海域汚染が発生したため、日本政府予算により赤土流出防止のための環境整備工事が行われた。施設

工事は射撃発射建物を1棟に減じた上で、環境整備工事を平成2年3月上旬に完成した。

平成2年4月末に、沖縄県、恩納村、那覇防衛施設局及び米軍の間の話合いの席上、施設局が速やかに同施設を移転するとの意向が示された。その後、平成2年5月8日、米軍は、レンジ21における都市型戦闘訓練を開始し、平成3年10月まで散発的に7回実施された。

県は、レンジ21が施設境界から500mしか離れておらず、住民地域やリゾートホテルから一望できる場所にあり、射撃方向を誤れば住民地域に被弾する可能性があり、簡易水道の水源地の維持管理に支障を来すことが懸念されることから、平成元年2月8日、防衛庁長官、防衛施設庁長官に対して、同施設における実弾射撃訓練を実施しないよう要請した。また、平成3年3月には、外務大臣、防衛施設庁長官及び駐日米国大使に対し、更に、同年7月には知事が訪米して、米国の関係機関に対し、同訓練施設の撤去を訴えた。

その結果、平成4年5月15日、日本政府主催の沖縄返還20周年記念式典に出席するため来日中のクウェール米国副大統領の声明において、レンジ21の都市型戦闘訓練施設の撤去が決定されたことが明らかにされ、同年7月中旬までに撤去作業が完了した。

なお、この間、恩納区簡易水道の水源地の立ち入りについて、平成2年9月7日に恩納区長、米海兵隊レンジ・コントロール事務所長及び金武防衛施設事務所長の間で覚書が交わされ、立ち入り手続きの口答による簡素化、週2日程度の立ち入り日の事前設定、不発弾処理隊員のエスコートを確認している。

また、平成13年12月21日、米軍の2002年度(2001年9月1日～2002年8月31日)予算において、米陸軍が本島北部の米軍基地内に、都市型戦闘訓練施設建設に関する経費を計上していることが報道され、平成14年9月21日には、建設場所、施設規模など計画内容に関する報道がなされた。

県としては、今後とも当該計画に関する正確な情報の収集に努め、関係町村とも連携しながら適切に対応したいと考えている。

ク 返還後の跡地利用計画

施設返還後の跡地利用計画等について、名護市、金武町においては、特に策定されていない。

宜野座村が平成2年に軍転協を通して返還を要望しているキャンプ・ハンセンの一部776千㎡については、同村において「漢那ゴルフ場整備事業」として跡地利用計画が策定されており、既に事業主体となる企業が決定され、村、漢那区、企業の三者による連絡会議を持つなど、返還受け入れ体制を整備していた。しかし、バブル経済崩壊の影響により、平成6年9月30日、企業から参加中止の申し出があり、計画の前途が危ぶまれたが、平成8年に新たな企業からゴルフ場建設の申し出があって、関係者間で調整が行われた。しかし、現在のところ進展がみられない。

金武地区公園として、金武町が返還を要望していたキャンプ・ハンセンの一部約34千㎡については、平成8年12月31日付けで返還され、平成9年度に着工し、平成11年度に完了した。

また、平成15年1月、国道58号の交通渋滞を解消する「恩納バイパス」建設のため、キャンプ・ハンセンの恩納村側の土地約10.6ヘクタールの返還が合意された。

(6) FAC 6017 ギンバル訓練場 (Gimbaru Training Area)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：金武町（字金武）

(イ) 面積：601千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
金武町	36	-	0	566	601

(ウ) 地主数：133人

(エ) 年間賃借料：85百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：機械室、消防訓練所

工作物：保安柵、道路、防水タンク、油水分離槽、その他

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：海兵隊、その他

ウ 沿革

- 昭和32年11月 「ギンバル訓練場」として使用開始。また、「嘉手納第3サイト」として、メースB8ミサイル基地を建設。
- 昭和45年 メースB8基地を撤去。
- 昭和47年5月15日 ギンバル訓練場と嘉手納第3サイトを統合し、「ギンバル訓練場」として提供開始。
- 平成4年5月14日 住宅用地等の土地約160㎡を返還。
- 平成7年2月9日 泥土除去施設として、工作物（雑工作物）を追加提供。
- 平成7年9月30日 住宅用地約160㎡を返還。
- 平成8年12月2日 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告で、ギンバル訓練場については、ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平

成9年度末までを目途にギンバル訓練場（約60ヘクタール）を返還することが合意された。

平成13年5月31日 個人住宅用地約40㎡を返還。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：訓練場

使用条件： 本施設・区域内では実弾射撃は行わない。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。訓練のため水陸両用部隊が通常装備する全ての兵器の空砲射撃が認められる。訓練実施中の火力支援のシュミレーションを目的とする制御された爆破が許される。

オ 施設の現状及び任務

この訓練場は、金武町字中川の国道329号に接続する進入路から海岸よりに約1km入ったところに位置し、中隊規模の野外演習、指揮所設置演習及び通信演習に使用される。第3海兵師団が陸上訓練場の一つとして、空砲による野戦訓練やヘリコプターの離着陸訓練を行っており、海岸一帯では水陸両用車の訓練が行われている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
金武町	有線放送電話施設用地	0千㎡	昭55.10.9
	給水管用地	0千㎡	昭63.6.1
西日本電信電話（株）	電話用電柱等用地	0千㎡	昭55.11.6
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	平6.3.10
計 3人	4件	0千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 施設周辺の状況

ギンバル訓練場の所在する金武町には、ほかにキャンプ・ハンセンと金武レッド・ビーチ訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場が所在し、町面積に占める割合は、59.3%に上っている。詳しくは、キャンプ・ハンセンの項を参照。

ギンバル演習場は、中川集落に近接しているため、演習時の空砲やヘリの夜間訓練に伴う騒音が住民の安眠を妨げるとともに、大型車両の往来に伴う町道、国道の危険性が高まっている。さらに、公共用水域の赤土汚染が発生している。また、同訓練場から発生した粉塵が付近の花き園芸農家に被害を与え、問題となっている。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件、事故

ギンバル訓練場では、昭和63年に訓練に伴う周辺農地の火災が頻発した。このため、在沖米海兵隊は、同年10月20日、同訓練場における照明弾を使用する訓練を禁止した。

昭和56年12月23日	信号弾使用により原野火災が発生し、約1,500㎡を焼失した。
昭和61年6月4日	照明弾使用により原野火災が発生し、約80㎡を焼失した。
昭和63年9月21日	訓練場から150m離れた金武町字頭呂地帯一帯のサトウキビ畑に、パラシュートの付いた照明弾数個が落下し、畑約2,258㎡を焼失した。
昭和63年9月28日	訓練場から250m離れた金武町字頭呂千原の観葉植物畑に照明弾が落下し、遮光ネットに穴を開けた。一帯の畑では、同年3月にも米軍の照明弾によるものとみられる穴が、遮光ネットに開けられていた。
平成4年9月16日	照明弾使用により原野火災が発生し、約80㎡を焼失した。
平成6年8月5日	ギンバル訓練場におけるヘリコプターの離発着に伴い発生した粉塵に

より、近隣で栽培していた観葉植物が被害を受けた。

平成12年4月7日 浜下りで施設を開放中、原因不明の火災が発生した。人身等への被害はなし。当日は住民に開放していたため、訓練は実施していない。

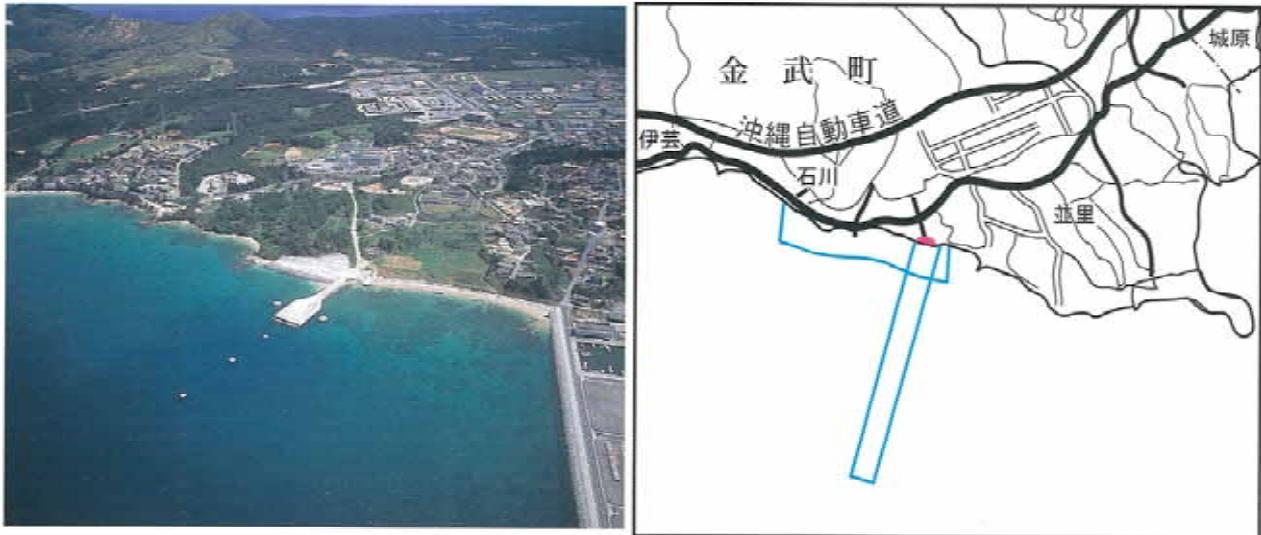
ク 返還後の跡地利用計画

平成8年12月2日のSACO最終報告において、ギンバル訓練場は、ヘリパッドが金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に返還されることが日米間で合意された。

しかしながら、ギンバル訓練場とブルー・ビーチ訓練場の両施設の返還を希望していた金武町では、ギンバル訓練場のヘリパッドがブルー・ビーチ訓練場へ移設されると、これまで以上に地域住民への被害が広がるとして、反対の意志を表明した。

そのため、返還条件が整わず、ギンバル訓練場の跡地利用計画及び返還の目途は未だ立っていない。

(7) FAC 6019 金武レッド・ビーチ訓練場 (Kin Red Beach Training Area)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：金武町（字金武）

(イ) 面積：17千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
金武町	3	-	-	14	17

(ウ) 地主数：21人

(エ) 年間賃借料：11百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：哨舎

工作物：LSTスリップ、バース、護岸、保安柵、雨水排水溝、外灯、その他

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：海兵隊、海軍

ウ 沿革

昭和37年7月 「金武レッド・ビーチ訓練場」として使用開始。

昭和47年5月15日 「金武レッド・ビーチ訓練場」として提供開始。

昭和63年3月31日 国道329号改良に伴い水域2,300㎡を返還。

平成11年7月15日 給油所用地約480㎡を返還。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：訓練場

使用条件： 区域内において実弾射撃は行わない。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。訓練のため水陸両用部隊が通常装備する全ての兵器の空砲による射撃は認められる。水中爆破は認められない。第1水域は常時使用、第2水域は必要に応じて使用される。第3水域及び第4水域については、1日24時間で月平均10日。但し年間120日を超えないも

のとする。

オ 施設の現状及び任務

金武レッド・ビーチ訓練場は、金武町市街地の西端、国道329号から約300mの進入路を海岸に入ったところに位置している。

乗船訓練及び指揮所設置演習、その他の演習に使用される。また、バースには2隻の揚陸艦を停泊させることができ、兵員や各種物資の積み降ろしに使用されている。キャンプ・ハンセン演習場と一体の関係があり、レッド・ビーチを起点にキャンプ・ハンセンに通じる戦車道がある。

漁業組合の施設と隣接しているため、組合の事業計画にも支障があるほか、艦船の出入りの際は付近の漁業従事者への制限があり、障害となっている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	平6.3.10

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

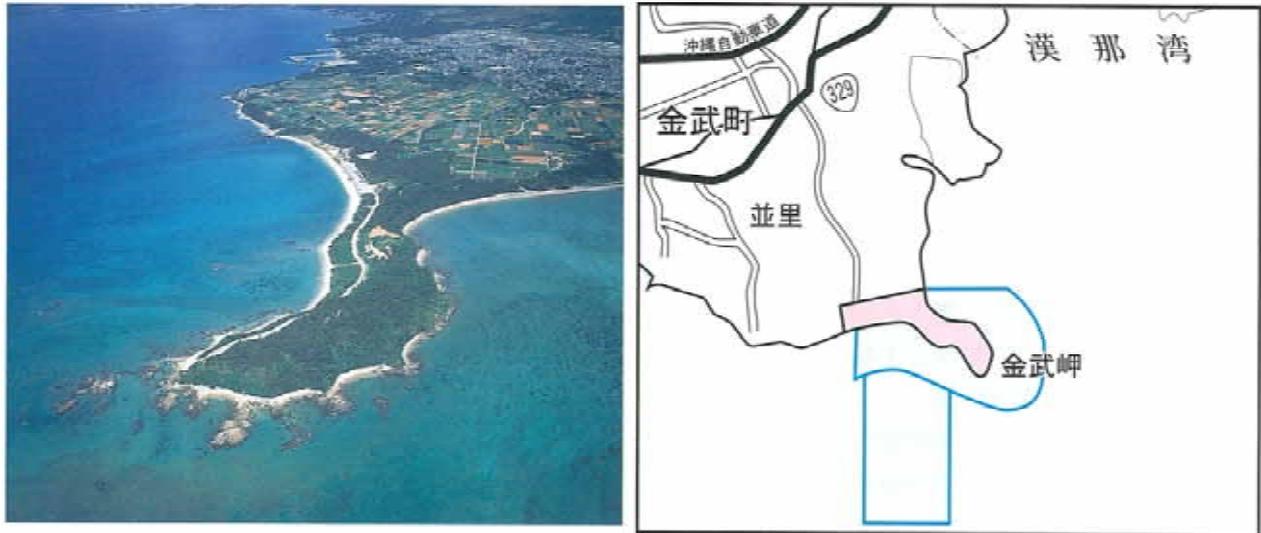
キ 施設周辺の状況

金武レッド・ビーチ訓練場が所在する金武町には、ほかにキャンプ・ハンセンとギンバル訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場が所在し、町面積に占める割合は、59.3%に上っている。詳しくは、キャンプ・ハンセンの項を参照。

ク 返還後の跡地利用計画

行政サイドにおける跡地利用計画は、特になし。

(8) FAC 6020 金武ブルー・ビーチ訓練場 (Kin Blue Beach Training Area)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：金武町（字金武）
- (イ) 面積：381千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
金武町	53	1	1	326	381

- (ウ) 地主数：216人
- (エ) 年間賃借料：57百万円
- (オ) 主要建物及び工作物
 - 建物：なし
 - 工作物：休息場
- (カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

- (ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部
- (イ) 使用部隊名：海兵隊、その他

ウ 沿革

- 昭和34年3月15日 米軍の娯楽施設として使用開始。
- 昭和38年7月1日 「金武ブルー・ビーチ訓練場」として使用開始。
- 昭和47年5月15日 「金武ブルー・ビーチ訓練場」として提供開始。
- 昭和56年3月31日 キャンプ・ハンセンとの戦車連絡道が完成。
- 昭和57年2月5日 交通施設（戦車横断橋）として、土地約500㎡と工作物（橋梁）を追加提供。
- 昭和58年5月8日 米軍が、赤土流出防止のため、土砂どめ柵を設置。
- 昭和63年7月14日 道路として、工作物（舗床等）を追加提供。
- 平成8年12月2日 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告で、ギンバル訓練場にあるヘリコプター着陸帯が、金武ブルー・ビーチ訓練場に移設されること等を合意。

平成13年3月31日 県道162号線改良舗装工事による道路拡張用地約1,300㎡を返還。
 平成13年10月24日 農地改良事業用地約6,500㎡を返還。
 平成13年10月25日 道路用地として、土地約3,400㎡を追加提供。

エ 使用目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用目的：訓練場

使用条件： 返還以前の期間において使用していたとおり、本施設・区域を引き続き使用する。本施設の区域においては実弾射撃は行わない。訓練のため水陸両用部隊が通常装備する全ての兵器の空砲による射撃及び訓練実施中の火力支援のシミュレーションを目的とする爆破は認められる。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。第1水域は常時使用、第2水域は必要とされる日に使用される。第3水域については、1日24時間で月平均10日、ただし年間120日を超えないものとする。

オ 施設の現状及び任務

この訓練場は、金武町並里区の東側、金武岬に位置する海兵隊の訓練場であり、海陸間移動訓練のための800ヤード（730m）長の海岸である。同訓練場には、キャンプ・ハンセンからの進入路を利用して、キャンプ・ハンセンからの水陸出動の待機場として使用される。また、上陸用舟艇水陸両用車を使用した指揮所設置演習、兵站支援訓練等が行われている。

なお、以前は訓練のない時は、米軍やその家族、地元住民の海水浴場として利用されていたが、現在は立入ができなくなっているため、金武町は住民への開放を要請している。当該海水浴場には、清水タンクその他のレクリエーション設備がある。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
金武町	有線放送電話線路用地	0千㎡	昭55.10.9
	かんがい施設	3千㎡	平8.2.7
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	平6.3.10
計 2人	3件	3千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 施設周辺の状況

金武ブルー・ビーチ訓練場の所在する金武町は、ほかにキャンプ・ハンセンとギンバル訓練場、金武レッド・ビーチ訓練場が所在し、町面積に占める割合は、59.3%に上っている。詳しくは、キャンプ・ハンセンの項を参照。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件、事故

金武ブルー・ビーチ訓練場は、北方のギンバル訓練場とともに在沖米軍の主要な上陸訓練場となっているため、提供施設外の民間地域を訓練上使用するケースが度々発生している。また、上陸訓練により提供施設内の森林を荒廃させ、赤土流出による金武湾の汚染の一因となっている。

昭和48年4月12日 訓練場内で、演習中の米軍戦車により、薬きょう拾いの老女がひかれ、死亡した。
 昭和51年5月 ブルー・ビーチ沖合いでの海上演習によって、魚網が破損した。
 昭和52年4月21日 キャンプ・ハンセンからブルー・ビーチにM48型戦車を搬送中、ブレーキの故障でブルー・ビーチ進入路から崖下へ転落、個人所有の雑木及びキビ畑に総額8万2千円程度の被害が発生した。
 昭和57年7月19日 海兵隊第9工兵支援大隊の燃料補給部隊が、ギンバル訓練場と金武ブ

	ブルー・ビーチ訓練場との間の提供施設外海岸1.2kmに溝を掘り、給油ホース敷設訓練を行った。
昭和58年 3月	ブルー・ビーチから流出する赤土による海の汚染がひどく、水産業に被害を与えると金武漁協が指摘した。
昭和58年 5月20日	海兵旅団役務支援群第9通信隊の隊員7人が、提供施設から約20m離れた岬原の牧草地を刈り取り、野営、無線通信設置訓練を実施した。周辺の芋畑も、車両乗入れによる被害を受けた。
昭和60年 2月 6日	米海軍の上陸用舟艇が、レッド・ビーチから南東約1.5kmの沖合いで、金武漁業共同組合所有の定置網に接触し、30mのロープ2本を切断、ロープ固定用の砂袋を破損した。
平成元年 7月18日	米兵による、砂の不法採取が発生した。
平成 6年 3月26日	嘉手納基地飛行クラブ所属のセスナ機1機が、エンジントラブルのため、同施設内の駐車場に緊急着陸した。
平成 8年 6月 6日	同施設の入口付近で、米兵数人が民間人に対し銃口を向けるという事件が発生した。
平成12年 1月18日	同施設への進入路で、海兵隊所属の軍車両が、収穫前のさとうきびを踏みつぶし、舗装工事中の縁石を破損する等の被害を与える事故が発生した。

ク 返還後の跡地利用計画

金武ブルー・ビーチ訓練場は、美しく豊かな海岸線を有し、長く米軍提供施設として使用されてきたため、自然に近い状態で残っている。そのため、このような親水空間を活用した新たな地域振興を展望しうる可能性を秘めている。しかしながら、SACOの最終報告においては、ギンバル訓練場からヘリ・パッドの移設がうたわれているため、金武町はブルー・ビーチ訓練場へのヘリ・パッド移設の撤回を求めている。

(9) FAC 6027 読谷補助飛行場 (Yomitan Auxiliary Airfield)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：読谷村（字座喜味、字喜名、字伊良皆、字大木、字楚辺）

(イ) 面積：1,907千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
読谷村	1,672	0	0	235	1,907

(ウ) 地主数：227人

(エ) 年間賃借料：155百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：食堂、倉庫、整備所、管理棟、警衛所、指令室

工作物：滑走路、エプロン、保安柵、舗装道路、駐車場、配電装置、その他

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：海兵隊、その他

ウ 沿革

- 昭和19年9月1日 旧日本軍の「沖縄北飛行場」として買収、建設。
- 昭和20年4月 米軍占領により「読谷補助飛行場」として使用開始。
- 昭和25年8月2日 米軍ジェット機の補助燃料タンクが、字喜名の民家に落下し幼女が片足を切断、全身打撲で死亡。
- 昭和38年1月17日 字喜名の民家に米軍の落下傘貨物が落下。
- 昭和38年4月3日 字座喜味の民家付近に米軍の落下傘貨物が落下。
- 昭和39年3月20日 落下傘投下訓練中の米軍機から、ジープ、弾薬木箱、4トンのコンクリート塊などが、座喜味、親志、喜名の各部落の民家やキビ畑など数十箇所に落下。
- 昭和40年4月15日 字伊良皆の土地約50,000㎡を返還。
- 昭和40年6月11日 落下傘投下訓練中の米軍機から、字座喜味の民家にトレーラーが落下、

	小学生が圧死。
昭和41年11月29日	落下傘投下訓練中の米軍機から、字座喜味の民家に角材が落下、屋根を貫通。
昭和42年6月23日	落下傘投下訓練中の米軍人が、字喜名の民家に落下、屋根を破損。
昭和45年5月4日	落下傘投下訓練中の米軍人が、字喜名の民家や鶏舎に落下、屋根を破損。
昭和45年7月10日	飛行場の四隅約881,000㎡を返還。
昭和45年7月20日	落下傘投下訓練中の米軍機から、字座喜味の民家付近に約9kgの錘が落下。
昭和46年11月27日	落下傘投下訓練中の米軍機から、字喜名の民家に米軍の落下傘が落下。
昭和47年5月15日	読谷補助飛行場、中野サイトを統合し、「読谷補助飛行場」として提供開始。
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、滑走路東側部分(約1,015千㎡)の移設条件付き返還を合意。
昭和51年7月	那覇空港のP-3C対潜哨戒機の嘉手納飛行場への移駐に伴う通信施設の建設が開始されたが、村民の反対運動により中止。なお、当該用地は、昭和53年に村民運動広場として共同使用。
昭和52年1月27日	隊舎施設として、建物約110㎡と工作物(照明装置等)を追加提供。
昭和52年5月14日	暫定法適用の土地約2,000㎡(東側部分)を返還。
昭和52年5月31日	暫定法適用の土地約1,000㎡(東側部分)を返還。
昭和53年3月31日	食堂として、建物180㎡を追加提供。
昭和53年4月30日	第16回安保協了承の土地約1,012千㎡(滑走路の東側部分)を返還。
昭和53年6月1日	使用目的に通信施設を追加。
昭和53年7月27日	施設管理権が空軍から海軍へ移管。
昭和55年10月9日	施設管理権が海軍から海兵隊へ移管。
”	日米合同委員会は、施設特別委員会の下に「FAC6027読谷補助飛行場所在落下傘降下訓練場代替地検討特別作業班」の設置を合意。昭和57年度から概況調査等に着手。
昭和62年3月31日	採石場用地約8,000㎡(楚辺付近)を返還。
平成2年7月6日	倉庫等として、建物約1,300㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成4年5月14日	一部土地約530㎡(滑走路の東側部分)を返還。
平成5年11月4日	管理棟等として、建物約250㎡と工作物(囲障等)を追加提供。
平成6年6月6日	日米合同委員会は、施設特別委員会の下に「読谷補助飛行場特別作業班」の設置を合意。従来の「読谷補助飛行場所在落下傘降下訓練場代替地検討特別作業班」は廃止。
平成7年5月11日	日米合同委員会は、読谷補助飛行場特別作業班の勧告を承認。 勧告の内容 落下傘降下訓練機能をキャンプ・ハンセン宜野座ダム隣接地に移設 滑走路修復訓練機能を嘉手納弾薬庫地区内に移設 楚辺通信所のアンテナ及び保守区域を既存施設・区域内に移設。移設先については引き続き検討。
平成7年6月29日	日米合同委員会は、読谷村役場庁舎等用地として、約31,000㎡の共同使用について合意。
平成8年12月2日	日米安全保障協議委員会(SCC)は、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告を承認。

S A C O最終報告の内容

「パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に返還」

平成11年10月21日 日米合同委員会において、在沖米陸軍特殊部隊によるパラシュート降下訓練のすべてを伊江島補助飛行場に移転、実施することで合意。

平成14年10月3日 日米合同委員会において、楚辺通信所の建物工事の実施及び読谷補助飛行場の返還を合意。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：補助飛行場及び訓練場

使用条件：パラシュートによる重量物投下訓練は認められない。

オ 施設の現状及び任務

この飛行場は、読谷村のほぼ中央に位置し、施設の東側には幅42m、長さ2,000mの滑走路と約1,500mのエプロンがあるが老朽化しており、固定翼機の利用はなかった。ほとんどの区域にフェンスが設置されていないため出入りが自由であり、建物と工作物部分を除いて、施設内はキビや甘藷の黙認耕作がなされている。

また、同飛行場は、近接する楚辺通信所の電波緩衝地帯の役割も有しており、施設西方のフェンス内部には楚辺通信所の管理棟が設置され、海軍通信保安活動隊沖縄ハンザ部隊が運用している。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
	電柱等用地	0千㎡	昭55.11.6
読谷村	運動場用地	35千㎡	昭53.8.18
	運動公園用地	61千㎡	昭62.11.1
	村庁舎及び中央公民館用地	30千㎡	平7.10.5
	雨水排水施設	1千㎡	平7.10.5
計 2人	6件	127千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項（b）：なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 地域との関わり

読谷補助飛行場の所在する読谷村の面積は35.17k㎡で、読谷補助飛行場のほかに瀬名波通信施設、嘉手納弾薬庫地区、楚辺通信所、トリイ通信施設が所在し、村面積に占める割合は、44.6%に上っている。詳しくは、瀬名波通信施設の項を参照。

この飛行場は、国道58号、県道16号線、県道6号線に接近し、優れた交通の要所に位置しているため、かつては、インダストリアル・パークの適地として、調査・検討されたこともある。

平成7年6月、日米合同委員会は村庁舎等用地として31,000㎡の共同使用について合意し、同年10月から共同使用が開始された。

(イ) パラシュート降下訓練

読谷補助飛行場は、復帰前からパラシュート降下・投下訓練が行われ、昭和40年代には物資投下による圧死事故、家屋損壊事故が多発したが、復帰後も相変わらず物資投下訓練が行われていた。

昭和54年11月6日、米空軍の演習中に風向・風速測定用のスポッター・パラシュート（重量7kg）が提供施設外の字楚辺の空き地に落下する事故が発生すると、地元読谷村は、同13日「米軍落下傘降下演習中止並びに演習場の即時撤去要求実行委員会」を結成し、パラシュート降下訓練

の即時中止と同演習場の撤去（移設）について、日米合同委員会に上程するよう那覇防衛施設局に要請した。国は、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の機能移設問題について、昭和55年3月18日の日米合同委員会施設特別委員会に提案し、同年10月9日には、施設特別委員会の下に「FAC6027読谷補助飛行場所在落下傘降下訓練代替地検討特別作業班」を設置した。

米軍は、昭和54年11月6日の事故については、読谷村民に不安を与えたことを謝罪し、また、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練については、今後貨物や器材の投下は行わず、兵員だけに限定する旨文書で回答した。

読谷補助飛行場にはフェンスがなく、住民が自由に立ち入りできるため、米軍が降下訓練を実施する場合は前日までに施設局を通して県や読谷村に通知があり、実施当日は県警が周辺を警備して立ち入りを制限していた。

実施に先立ち、エプロン上の監視ポイントにおいては、実施部隊の安全担当将校、海兵隊の訓練場管理者、防衛施設局の連絡官、県警の警備責任者の間で安全対策の確認が行われた。

航空機は普天間飛行場所属のヘリコプターが使用され、エプロンで訓練兵の乗降を行い、ストリーマ（針金に布を巻き付けた吹き流し）を投下して上空での風向・風速の安全を確かめ、降下を開始する。海兵隊の訓練規則は、降下地帯内での地上突風が12ノット（風速約6m）を越える場合、安全担当将校とパイロット間の無線交信ができない場合などは、降下を禁止している。

訓練兵の乗降は、通常、補助飛行場内のエプロンで行われているが、昭和63年4月26日にはトリイ通信施設内の特殊部隊ビル付近のヘリ離発着場を利用して行われたため、その爆音で近接する古堅小学校の朝礼を妨げた。5月に陸軍の責任者は読谷村に謝罪し、再発防止に努める旨約束している。

しかし、平成2年7月の訓練で、訓練兵を乗せた米軍車両に対して抗議団が通行を妨害したことなどもあって、同年8月以降の訓練兵の乗降に当たってはトリイ通信施設内のヘリ離発着場の使用が再開され、平成4年2月の訓練まで16回使用された。同年4月の訓練からは、従前どおり車両による兵員移動が行われるようになった。

平成6年6月、日米合同委員会は、従来の「読谷補助飛行場所在落下傘降下訓練場代替地検討特別作業班」を廃止するとともに、施設特別委員会の下に「読谷補助飛行場特別作業班」を設置することで合意した。同作業班は、落下傘降下訓練機能をキャンプ・ハンセン宜野座ダム隣接地に移設 滑走路修復訓練機能を嘉手納弾薬庫地区内に移設 楚辺通信所のアンテナ及び保守区域を既存施設・区域内に移設。移設先については引き続き検討するという勧告を提出し、平成7年5月、日米合同委員会に提出し、承認された。

平成8年12月、日米安全保障協議委員会（SCC）は、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告を承認した。SACO最終報告によると、「パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に返還する」という内容となっている。その後、平成11年10月の日米合同委員会において、在沖米陸軍特殊部隊によるパラシュート降下訓練は、すべて伊江島補助飛行場に移転、実施することで合意した。なお、平成8年7月19日以降、読谷補助飛行場において、パラシュート降下訓練は実施されていない。

復帰後の読谷補助飛行場における降下訓練に伴う事故

- | | |
|-------------|---|
| 昭和51年11月27日 | 黙認耕作地のキビ畑やイモ畑に、石油の入ったドラム缶数個を一組に梱包したパラシュートが落下。また、喜納部落内の民家に、パラシュート訓練兵が降下した。 |
| 昭和52年12月4日 | スカイダイビングクラブが降下レクリエーション中、畑を踏み荒らした。 |

昭和53年 1月	字座喜味の民家や豚舎付近に、米兵が降下して菜園を踏み荒らした。
昭和53年 4月11日	喜納小学校校庭に、パラシュート訓練兵が降下した。
昭和53年12月	字高志保の民家の屋根の水タンクに、パラシュート訓練兵が降下した。
昭和54年 4月22日	スカイダイビングクラブの米兵が、字波平の農地に降下した。
昭和54年 5月26日	米軍の無人パラシュートが、読谷高校校庭に降下。訓練兵は、補助パラシュートで、字伊良皆の農地に降下した。
昭和54年11月 6日	字楚辺の読谷ニューハイツ内の空き地に、重さ7kgのおもりがついた風向・風力測定用のパラシュートが落下した。
昭和56年 4月21日	海兵隊の訓練兵が訓練場内から大きく外れ、朝礼中の古堅小学校の上空を通り、トリイ通信施設内に降下した。
昭和56年 8月18日	7人中2人の訓練兵が目標地点を外れ、施設外の農耕地に降下した。
昭和56年11月19日	訓練兵が目標地点を外れ、園外授業の帰宅途中の幼稚園児の頭上を通り、施設外へ降下した。
昭和61年 4月28日	102人中3人の訓練兵が目標地点を外れ、施設外の滑走路東側の場外へ降下した。
昭和61年 4月30日	陸軍の訓練兵1人が目標地点を外れ、施設外に降下した。
昭和61年 6月25日	陸軍の訓練兵6人が目標地点を外れ、施設外の伝統工芸センター付近に降下した。
昭和62年 4月10日	海兵隊の訓練兵1人が目標地点を外れ、施設外に降下した。
昭和62年 4月15日	陸軍特殊部隊の訓練兵10人が目標地点を外れ、施設外の伊良皆ゴルフレンジ付近に降下した。
昭和63年 7月26日	陸軍が訓練中止を連絡後に、高々度降下訓練を実施。訓練兵2人が目標地点を外れ、滑走路東側の施設外に降下した。
昭和63年 8月17日	陸軍が高々度降下訓練を実施し、訓練兵の切り放した無人パラシュートが滑走路東側の施設外に落下。訓練兵は、補助パラシュートで施設外の伊良皆運動場付近のキビ畑に降下した。
昭和63年 8月31日	陸軍の訓練兵1人が目標地点を外れ、施設外に降下した。
昭和63年10月27日	演習中止通報後、約2kgの鉄カブトが、通常の規制区域外の伝統工芸センター南側のキビ畑に、上空300mから落下した。
平成元年 4月13日	陸軍が高々度降下訓練を実施。訓練兵2人が目標地点を外れ、滑走路東側の施設外に降下した。
平成 3年 3月 7日	陸軍の訓練兵1人が目標地点を外れ、施設外の字座喜味の畑に降下。3人が伝統工芸センター付近の提供施設境界付近に降下した。
平成 4年12月22日	陸軍が通報時刻前に降下訓練を開始。訓練兵1人が目標地点を外れ、施設外の字楚辺の民家に降下した。
平成 5年11月 9日	陸軍特殊部隊の訓練兵が目標地点を外れ、規制対象区域外に降下。抗議の村役場職員との間で、小競り合いとなった。

ク 返還後の跡地利用計画

- (ア) これまでに返還された区域は飛行場周辺の黙認耕作地であり、従前どおり農耕に利用されている。
- (イ) 読谷村は、昭和61年に軍転協を通して読谷補助飛行場の国道嘉手納バイパス建設予定地部分の一部返還を要望していたが、昭和62年7月に「読谷飛行場転用基本計画」を策定し、平成2年にはその全部返還を要望している。
- (ウ) 読谷補助飛行場及び返還された一部地域は読谷村の中心部に位置し、かつ規模の大きさと沖縄

本島の交通動脈である国道58号に隣接するという立地性から、読谷村のみならず、県土の均衡ある発展を図る上で大きな開発可能性を有している土地である。

同飛行場は、いわゆる旧軍買収国有地で、旧日本軍による用地買収のいきさつから所有権の帰属問題が議論され、また、国会でも取り上げられ長期にわたって審議が続けられてきたが、昭和54年6月1日、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、三原沖縄開発庁長官から「具体的な利用計画による問題解決」が提案され、同問題についての方向付けがなされるに至った。

その後、同年11月28日、参議院決算委員会においても、竹下大蔵大臣から「地方公共団体において振興開発計画にのっとった利用計画が提出されれば、払い下げる等の処理を行う」との答弁がなされ、さらに、昭和61年2月7日、衆議院決算決議に対する内閣総理大臣の報告で、「地元の土地利用構想を尊重し、沖縄振興開発特別措置法の趣旨を踏まえつつ、対処していく所存である」ことが示された。

読谷村はこれらの国会論議を踏まえ、昭和62年7月に、用地問題の解決と同地域の開発整備の構想及び土地利用に関する考え方を示した「読谷飛行場転用基本計画」を策定した。

県としても、読谷村が策定した「読谷飛行場転用基本計画」の趣旨を踏まえ、任意計画として「読谷飛行場地域開発整備基本計画（県案）」を策定し、関係省庁に要請を行ってきた。

用地の一部については、読谷村が公共施設用地（役場庁舎、文化センター、運動広場、野球場等）として活用（日米地位協定第2条第4項(a)適用）し、又、既返還地の一部（20.1ha）において、読谷補助飛行場転用基本計画推進施設として、先進農業支援センターを整備中である。

同計画の対象となる地域は返還された一部地域約98ha、米軍提供地域（軍用地）約189haの計約287haの広がりを持つ大規模空間である。そのうち旧軍買収国有地は約255haで、計画面積の9割程度となっている。

また、平成14年7月に政府決定された沖縄振興計画では、旧軍飛行場用地問題の戦後処理事項と返還後の跡地利用が位置づけられた。これにより、戦前の旧軍接收地に起因し、戦後から今日まで半世紀以上にわたり米軍基地として使われ、旧地主及び読谷村民が長期間取り組んできた読谷補助飛行場用地の具体的な問題解決の道筋が示された。

(10) FAC 6029 キャンプ・コートニー (Camp Courtney)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：具志川市（字昆布、字天願、字宇堅）

(イ) 面積：1,348千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
具志川市	62	8	1	1,278	1,348

(ウ) 地主数：609人

(エ) 年間賃借料：1,185百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：司令部、将校クラブ、管理事務所等、下士官宿舍等、補給倉庫等、車両修理工場等、食堂、家族住宅、売店、その他

工作物：ヘリパッド、汚水ポンプ、駐車場、洗車台、スケートリンク、保安柵、下水・排水管、外灯、浄化槽、礼砲台、各種競技場、プール、その他

(カ) 基地従業員：345人（MLC 232人、IHA 113人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：第3海兵遠征軍司令部、第3海兵遠征軍本部役務中隊、第31海兵遠征部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵師団司令部大隊

ウ 沿革

昭和20年	米軍による沖縄占領の継続として、米陸軍の物資集積所及び兵舎として使用。
昭和33年	米海兵隊基地として使用。
昭和36年5月	川崎小学校近くにヘリコプターが墜落し、2人死亡、5人重傷。
昭和40年10月	在沖米海兵隊基地司令部がキャンプ・マクトリアスから移転。
昭和44年11月	在沖米海兵隊基地司令部が再びキャンプ・マクトリアスに移転。
昭和46年6月30日	約396,000㎡を返還。
昭和47年5月15日	提供施設・区域となる。

昭和49年 1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部の無条件及び移設条件付返還(約347,000㎡)を合意。
昭和49年 5月	昭和46年6月30日に返還された一部(約139,000㎡)が自衛隊に提供され、海上自衛隊員志川送信所として使用開始。
昭和49年 5月31日	採石場用地約52,000㎡を返還。
昭和52年 1月27日	保安柵として、R E X地域を除いた工作物(囲障)を追加提供。
昭和57年 8月12日	宿舎等として、建物約4,600㎡と工作物(鉄塔等)を追加提供。
昭和57年 9月20日	汚水処理施設として、建物約110㎡と工作物(囲障等)を追加提供。
昭和58年10月31日	第15回安保協了承部分の土地約294,600㎡(南側部分)を返還。
昭和58年11月 1日	住宅用地として、土地238,100㎡を追加提供。
昭和59年 2月16日	宿舎として、建物約2,400㎡と工作物(舗床等)を追加提供。
昭和60年10月31日	通信施設として、工作物(アンテナ等)を追加提供。
昭和61年 7月11日	教会として、建物約1,000㎡と工作物(舗床等)を追加提供。
昭和61年10月 2日	住宅として、建物約550㎡と工作物(水道等)を追加提供。
昭和62年 9月18日	家族住宅等として、建物約87,000㎡を追加提供。
昭和62年11月29日	消防施設として、建物約590㎡を追加提供。
平成元年	家族住宅26戸完成。
平成元年 3月23日	隊舎等として、建物約22,000㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成元年10月26日	厚生施設として、建物約1,400㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成 2年 2月 6日	倉庫等として、建物約1,300㎡と工作物(門等)を追加提供。
平成 3年 2月28日	育児所として、建物約1,500㎡と工作物(門等)を追加提供。
平成 4年 5月14日	契約更新拒否用地約380㎡を返還。
平成 4年 7月 2日	隊舎として、建物約7,400㎡と工作物(舗床等)を追加提供。
平成 5年 3月31日	天願川改修工事用地約12,500㎡を返還。
〃	通信ケーブル用地約1,700㎡を返還。
平成 5年 9月27日	運動施設等として、建物約20㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成 6年 9月23日	ハワイ在の第1海兵遠征団司令部が解除され、残りの兵力は、ハワイ在住のまま第3海兵遠征軍に編入された。
平成 7年 6月 1日	工場等として、建物約470㎡と工作物(門等)を追加提供。
平成 8年 1月31日	道路用地約460㎡を返還。
平成 9年 9月30日	市道用地約230㎡を返還。
平成10年 9月30日	住宅用地約490㎡を返還。
平成10年10月22日	厚生施設として、建物約330㎡と工作物(囲障等)を追加提供。
平成11年 7月15日	囲障等として、工作物(囲障等)を追加提供。
平成11年11月 4日	隊舎として、建物約2,600㎡と工作物(水道等)を追加提供。
平成12年 4月13日	諸標として、工作物(諸標)を追加提供。

工 使用主目的及び使用条件(5.15メモより抜粋)

使用主目的：宿舎、管理事務所及び訓練場

使用条件： 合衆国軍は、水域の第1区域を継続的に、第2区域を必要な日に使用する。合衆国軍は、第2区域において、実弾射撃を行わないが、空砲射撃は実施し、信号弾を使用することもある。水中での爆破は認められない。本施設及び区域の上空については、2,000フィートまで合衆国軍による使用が認められる。

上記のほか、本施設及び区域内の指定された出入路は、合衆国軍の活用を妨げないことを条件に、地元民の通行が認められること等が合意されている。

オ 施設の現状及び任務

この施設は、金武湾に面する具志川市字天願の北側に位置し、第3海兵遠征軍及び第3海兵師団の司令部があることで知られており、主として宿舎、事務所として使用されている。

この施設に司令部を置く第3海兵遠征軍は、米国海兵隊の3つの遠征軍の一つで、有事に際し、空陸一体となった即応作戦を展開する実戦部隊である。

施設内には、他の宿舎地区と同様に、教会、将校、下士官、一般兵の各クラブ、劇場、郵便局、銀行、診療所、図書館、体育館、プール、野球場、テニスコート、軍事法廷等が完備されているほか、家族住宅、教会施設、コミュニティーセンターも建設されている。

さらに、提供水域（第2区域）として、施設に面した海岸地先から沖合500mまで水陸両用車の訓練場となっているが、殆ど使用されていない。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(ア)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
	電柱等用地	0千㎡	平3.6.6
	特別高圧架空送電線路敷地	21千㎡	平4.9.24
具志川市	水道施設用地	0千㎡	昭55.11.6
沖縄県企業局	工業用水配水管用地	0千㎡	平4.9.24
計 3人	5件	21千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(イ)： なし

キ 施設周辺の状況

東側を除く当該施設の周辺は、宇堅、天願、昆布の各集落があり、近年宅地化が進行している。以前は、隣接地域のヘリ墜落、油流出等の問題があったが、最近は発生していない。

なお、東側の返還跡地については、土地区画整理事業が実施され、良好な住宅地域を形成している。

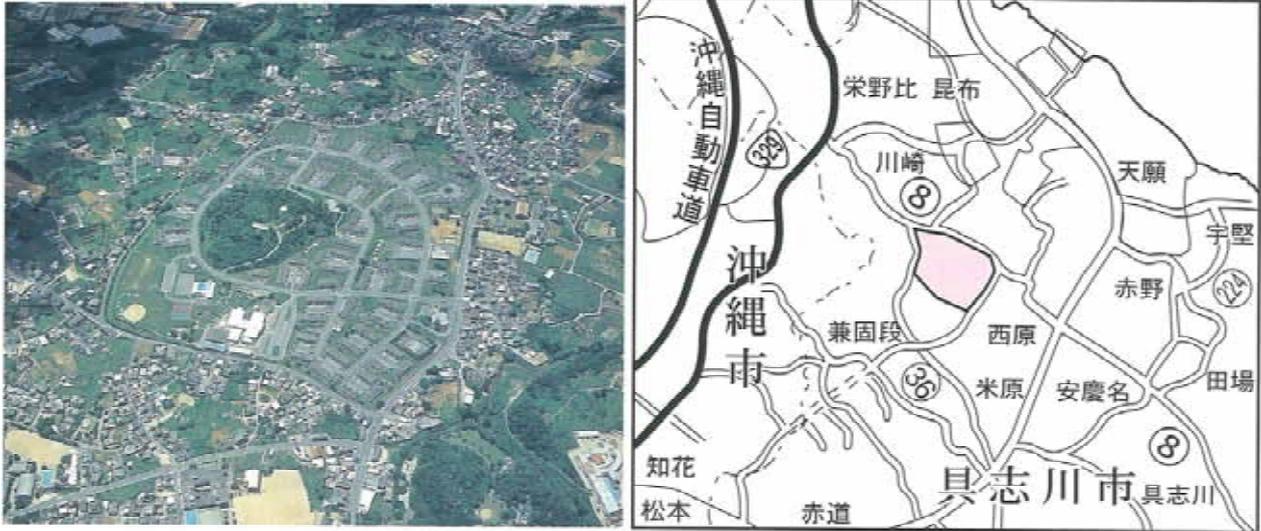
当該施設に係る事故としては、昭和36年5月の川崎小学校近くのヘリコプター墜落、昭和49年2月の廃油流出による天願川の汚染、昭和53年5月のヘリコプターの風防ガラスの落下事故、平成7年7月の油流出及び平成7年11月の軽油流出による天願川の汚染等があった。また、平成13年2月に、同施設・水域内での過去のクレー射撃による鉛汚染が問題となった。同問題に対し、防衛施設庁による調査が実施され、平成14年6月に、人の健康に影響はないとの調査結果が発表された。

ク 返還後の跡地利用計画

当地区は、大半が宿舎等の施設用地となっており、形質が変更されているが、周辺部の急斜面及び金武湾沿岸などに樹林地が残されている。

本施設の跡地利用についての具体的な計画は、これまでのところ策定されていない。

(11) FAC 6031 キャンプ・マクトリアス (Camp Mctureous)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：具志川市（字川崎、字西原）

(イ) 面積：379千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
具志川市	14	-	1	364	379

(ウ) 地主数：237人

(エ) 年間賃借料：351百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：小学校、教会、消防舎、体育館、倉庫、家族住宅、その他

工作物：駐車場、貯水槽、保安柵、配電線、バスケットコート、サッカー場、プール、その他

(カ) 基地従業員：24人（MLC 17人、IHA 7人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：その他

ウ 沿革

昭和20年	米陸軍貨物集積所として使用開始。
昭和32年4月1日	在沖米海兵隊基地司令部設置。
昭和39年6月30日	約6,000㎡返還。
昭和40年10月	在沖米海兵隊基地司令部がキャンプ・コートニーへ移転。
昭和44年11月	在沖米海兵隊基地司令部が再びキャンプ・マクトリアスに戻る。
昭和47年5月15日	提供施設・区域となる。
昭和50年8月	在沖米海兵隊基地司令部がキャンプ瑞慶覧へ移転。
昭和60年10月31日	排水施設として、工作物（排水路）を追加提供。
平成元年	家族住宅296戸完成。
平成3年6月26日	家族住宅等として、建物約38,000㎡と工作物（下水等）を追加提供。

平成4年5月14日 土地約390㎡を返還。
 平成4年7月2日 家族住宅等として、建物約24,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
 平成4年8月31日 道路用地約640㎡を返還。
 平成5年9月27日 保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
 平成8年1月31日 道路用地約5,000㎡を返還。
 平成8年9月26日 消防署等として、建物約530㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
 平成10年3月26日 囲障として、工作物（囲障）を追加提供。
 平成14年7月9日 青少年センターとして、建物約660㎡と工作物（門等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的： 宿舎、管理事務所及び訓練場

使用条件： 合衆国軍隊は、広範囲の有視界飛行による航空機の運用のため、キャンプ・マク
 トリアス上空、高度2,000フィートまでの全空域の使用が許される。

オ 施設の現状及び任務

この施設は、具志川市の中心部にある安慶名区の西側、県道8号線沿線の南側にあり、昭和50年8月に在沖米海兵隊基地司令部がキャンプ瑞慶覧に移駐するまでは、沖縄にある海兵隊施設の維持、管理及び海兵隊の後方支援業務を統括する任務をもっていたが、現在では、主に家族住宅が設置され、小学校、スポーツ施設等が整備されている。

四軍共同の刑務所もあったが、昭和61年にキャンプ・ハンセンへ移設された。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： なし

キ 施設周辺の状況

当該施設は、川崎、西原、安慶名の各集落に囲まれて位置し、投石事件等周辺住民との摩擦もみられた。なお、周辺では宅地化が進行しており、当該施設の存在は、地域開発のあい路となっている。

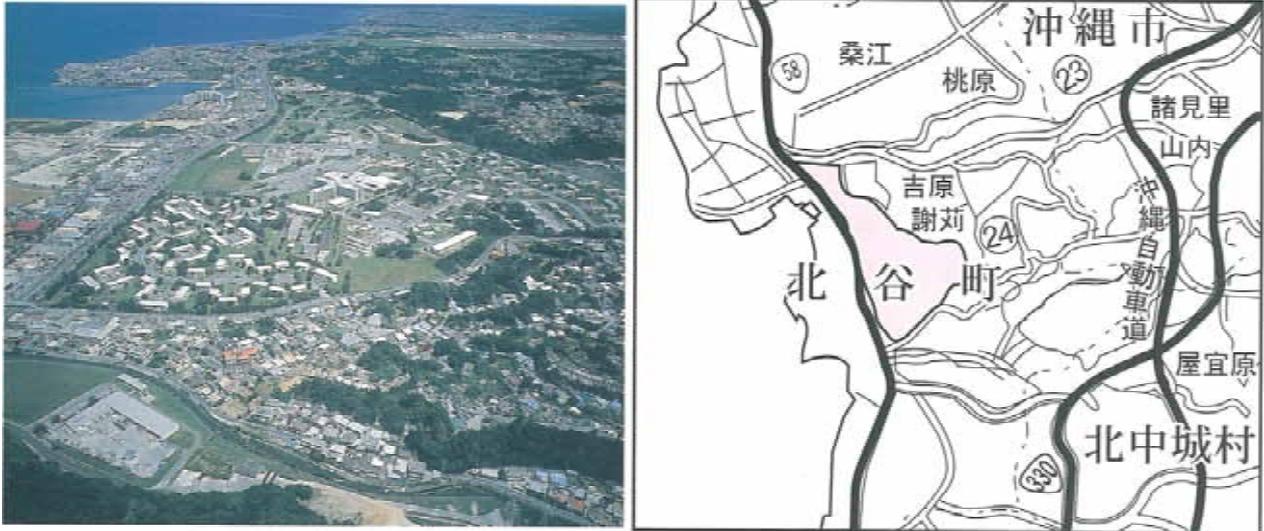
当該施設に係る事件、事故としては、平成3年1月頃からキャンプ内から通行人に対する投石事件が相次ぎ、さらに平成4年3月頃からこぶし大の投石に凶悪化したことから、県、具志川市が基地司令官に強く抗議、要請したいきさつがある。

ク 返還後の跡地利用計画

当該施設用地は、宿舎等の用地として大半が人工的に変更されており、わずかに樹林地が残されている。

本施設の跡地利用についての具体的な計画は、これまでのところ策定されていない。

(12) FAC 6043 キャンプ桑江 (Camp Kuwae)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：北谷町（字桑江、字伊平、字吉原、字浜川）

(イ) 面積：1,067千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
北谷町	33	0	37	997	1,067

(ウ) 地主数：824人

(エ) 年間賃借料：14億5千1百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：海軍病院、エクステンジサービス沖縄地域営業本部、PX、家族住宅、下士官宿舎、将校宿舎、青少年センター、教会、自動車修理工場、倉庫、事務所、その他
 工作物：保安柵、水道、下水、雨水排水溝、野球場、照明装置、浄化槽、球技用コート、変圧装置、ゴルフ場、その他

(カ) 基地従業員：257人（MLC 202人、IHA 55人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：在沖米海軍医療センター、AAFE S本部、その他

ウ 沿革

昭和20年	米陸軍の軍事占領の継続として使用開始（一部旧日本軍施設）。
昭和30年	陸軍病院建設。
昭和36年8月9日	約139,000㎡を返還。
昭和47年5月15日	提供施設・区域となる。
昭和48年1月19日	陸軍病院の発電所から廃油が海に流出、沿岸一帯の漁業に被害。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部土地（北側及び東側部分並びに国道58号沿い部分、約160,000㎡）の無条件返還を合意。
昭和49年6月	O W A X 司令部がキャンプ・マーシーから移転。
昭和49年8月31日	約3,600㎡を返還。

昭和49年 9月24日	基地内で散布された殺虫剤が降雨により海に流出、沿岸一帯の近海魚が大量死。
昭和52年 1月27日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
昭和52年 2月28日	施設管理権が陸軍から海兵隊に移管し、陸軍病院が海軍病院に名称変更。
昭和52年 3月31日	県道23号線用地約2,760㎡を返還。
昭和54年 5月 4日	送油施設として、工作物（送油管、電力線等）を追加提供。
昭和57年 5月14日	暫定法適用の土地約1,000㎡を返還。
昭和59年 2月16日	住宅等として、建物約31,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和61年 2月 7日	住宅等として、建物 9㎡と工作物（送油管等）を追加提供。
昭和62年 2月11日	レクリエーション施設等として、建物約70㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和62年 2月28日	住宅用地約1,390㎡を返還。
平成元年 7月11日	隊舎として、建物約4,300㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 2年 2月 6日	青少年センターとして、建物約430㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 2年 6月19日	日米合同委員会において、一部土地（第15回安保協了承部分（国道58号沿い及び東側部分 2カ所）及び軍転協から要請のあった北側部分並びに東側部分 1カ所）の返還について、所要の調整・手続きを進めることで合意。
平成 3年 6月 6日	工作物（下水等）を追加提供。
平成 5年12月14日	学校施設等として、建物約10,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成 6年12月31日	保健センター用地約16,000㎡を返還。
平成 7年 6月 1日	管理棟等として、建物約3,200㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 8年 3月14日	通信ケーブル等として、工作物（通信ケーブル等）を追加提供。
平成 8年 6月 6日	通信ケーブル等として、工作物（通信ケーブル等）を追加提供。
平成 8年 9月26日	工場として、建物約270㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 8年12月 2日	沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告において、キャンプ桑江については、海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江内の大部分（約99ヘクタール）を返還することを合意。さらに、同最終報告では、住宅統合として、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地を一部返還することを合意。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより）

使用主目的： 宿舎、管理事務所及び病院

使用条件： 特に定められていない

オ 施設の現状及び任務

この施設は、北谷町の東支那海に面した平坦地にあり、海軍、海兵隊、空軍等が宿舎、事務所、病院等として使用している。主要施設は沖縄地区海軍病院で、その中には司令部、監査部、補給部、食料管理部があり、昭和45年から昭和47年のベトナム戦争の激しい頃、ベッド数500に増床され、極東最大の病院として機能していた。

現在は、規模も以前に比べ縮小されているが、内科、外科、整形外科、産婦人科、小児科等の診療科目を有し、海軍をはじめ、他の3軍の軍人・軍属及びその家族に利用されている。

そのほかに、エクステンジサービス沖縄地域営業本部、中学校、住宅地域がある。国道58号沿

いには、野球場、サッカー場、テニスコート、ピクニック場等がある。

同地区には、第15回日米安全保障協議委員会に基づく施設の整理統合計画の一環として、昭和59年2月に牧港住宅地区（既返還）の一部720戸が移設された。

なお、昭和61年2月、キャンプ瑞慶覧の一部（メイノモスカラ射撃場地区、ハンビー飛行場地区）の返還に伴う代替施設として、送油管及び電力線敷きが同施設に組み入れられた。

平成8年12月の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告では、海軍病院をキャンプ瑞慶覧に移設し、他の施設についてもキャンプ瑞慶覧及び他の県内施設への移設を条件に、大部分（99ヘクタール）を返還することが合意された。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
北谷町	庁舎等用地	26千㎡	平8.7.3
計 2人	2件	26千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設周辺の状況

当該施設は、東側から西側にかけて住宅地域で、北側は県道23号線を挟んで嘉手納飛行場、南側はキャンプ瑞慶覧と隣接する。

北谷町では、毎年、人口の増加傾向が続いており、住宅需要も旺盛であることから、当該施設の存在は町づくりのあい路となっている。

なお、現在までの当該施設に係る主な事件、事故は次のとおりである。

キャンプ桑江から派生した基地被害は、昭和48年1月19日、陸軍病院（当時）発電所からオーバーフローした廃油が北谷町の沿岸を汚染した事故や、平成6年10月、キャンプ桑江内から米軍家族（少年）による投石、放火等悪質な事件が起こり問題となった。

この施設は国道58号沿いの平坦な地域を占拠しているため、多くの住民が県道24号線沿いの山峡部と県道23号線沿いの山地開発地域に過密に居住することを余儀なくされ、北谷町は、行政管轄区域が分散されて、学区や公共施設の利用等行政政策に様々な支障をきたしている。

こうした中で、北谷町では限られた土地や返還された土地を有効に活用した新しい街づくりが行なわれている。

昭和63年3月には、桑江地先公有水面埋立工事が竣工し、美浜の運動公園用地には、サンセットビーチ、陸上競技場、野球場、水泳プールなどが完成した。また、平成6年には同埋立て地域においてアメリカンヴィレッジ構想が策定され、複合型映画館、大型ショッピングセンター、宿泊施設等が建設されるなど、これまでの沖縄にはなかった特色あるタウンリゾートが形成されつつある。この地域は、ハンビー飛行場跡（キャンプ瑞慶覧）の北前地区と連動し、町民だけでなく県内各地から多くの人々が訪れ、活気のある街となっている。

また、平成10年3月、地位協定第2条第4項(a)による共同使用として、キャンプ桑江内の海軍病院後方に、町の庁舎が完成した。

ク 返還後の跡地利用計画

那覇市と沖縄市を結ぶ都市軸上に位置しており、中南部都市圏整備において重視される地域の一つであることから、住宅開発等総合的な都市開発整備を推進することとしている。

(13) FAC 6044 キャンプ瑞慶覧 (Camp Zukeran)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：北谷町（字玉上、字桑江、字大村）
 具志川市（字宮里）
 沖縄市（字山里、字南桃原）
 北中城村（字瑞慶覧、字喜舎場、字屋宜原、字島袋、字安谷屋）
 宜野湾市（字普天間、字新城、字伊佐、字喜友名、字安仁屋）

(イ) 面積：6,426千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
北谷町	179	0	14	2,378	2,571
具志川市	-	-	0	0	0
沖縄市	6	6	1	163	176
北中城村	123	13	42	1,931	2,109
宜野湾市	142	0	4	1,423	1,569
合計	449	20	62	5,895	6,426

(ウ) 地主数：4,112人

(エ) 年間賃借料：81億6千3百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：司令部、中央通信部、病院、消防署、家族住宅、小・中学校、高校、体育館、銀行、郵便局、劇場、教会、食堂、販売店、ポーリング場、モーター修理工場、将校等宿舎、倉庫、給油所、変圧所、銃弾貯蔵庫、その他

工作物：通信ケーブル、各種競技場、保安柵、電話線路、冷房装置、配電装置、駐車場、ヘリパッド、屋外用照明、汚水排水管、その他

(カ) 基地従業員：2,160人（MLC 1,522人、IHA 638人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：在沖米海兵隊基地司令部、同本部役務大隊、第3海兵遠征軍第3海兵役務支援群

第3支援大隊、同支援群第9輸送車大隊、第3海兵遠征軍第1海兵航空団司令部、同航空団本部中隊、同航空団第17海兵航空支援群、米陸軍第58通信大隊、在日米軍沖縄調整事務所、その他

ウ 沿革

昭和20年	軍事占領の継続として使用開始。
昭和27年7月	宜野湾村字伊佐浜の土地を接收。
昭和47年5月15日	キャンプ瑞慶覧とキャンプ・フォスターが統合され、「キャンプ瑞慶覧」として提供施設・区域となる。
昭和48年8月15日	通信ケーブル用地約3,000㎡を返還。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部土地（外周部7箇所）の無条件返還（約400,000㎡）と一部土地（国道58号西側のキャンプ瑞慶覧部分）の条件付返還を合意。
昭和49年6月6日	土地約2,300㎡（イーズメント）と工作物（通信線（1,100m）、マンホール）を追加提供。
昭和49年9月30日	土地約346,000㎡（国道330号沿い）を返還。
昭和50年3月31日	土地約5,310㎡（那覇～糸満間の通信ケーブル）を返還。
昭和50年6月16日	沖縄駐留米陸軍司令部が牧港補給地区に移転。
昭和50年6月30日	施設管理権が陸軍から海兵隊に移管。
昭和50年7月	第12海兵連隊がキャンプ・ヘーグから移転。
昭和50年8月	在沖米海兵隊基地司令部がキャンプ・マクトリアスから移転。
昭和51年4月	第1海兵航空団司令部が岩国基地から移転。
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、一部土地（国道58号東側沿い部分）の移設条件付返還（約180,000㎡）を合意。
昭和52年1月27日	保安柵として、工作物（保安柵）を追加提供。
昭和52年3月14日	土地約100㎡（石川リピーター・ハット）を返還。
昭和52年5月14日	第15回安保協了承部分の土地約70,000㎡（国道58号西側の一部）を返還。
昭和52年12月15日	キャンプ・ヘーグの土地約1,300㎡（通信ケーブル部分）を統合。
昭和53年3月31日	土地約20㎡（旧キャンプ・マーシー在のリピーター・ハット用地）を返還。
昭和54年3月22日	通信施設として、土地3㎡（イーズメント）及び工作物（通信装置）を追加提供。
昭和54年5月4日	送油施設として、工作物（送油管）を追加提供。
昭和54年9月30日	土地約2,000㎡（宜野湾市の飛地）を返還。
昭和56年3月26日	隊舎等として、建物19,741㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和56年12月31日	第15回安保協了承部分のハンビー地区の土地381,955㎡、メイモスカラ射撃場の土地251,633㎡を返還。
昭和58年3月15日	区画整理事業の土地約900㎡を返還。
昭和58年11月1日	通信施設として、工作物（通信線路）を追加提供。
昭和59年3月21日	汚水管用地約1,000㎡を返還。
昭和59年10月5日	印刷所として、建物約820㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和60年3月31日	第15回安保協了承部分の土地約12,000㎡（県企業局タンク周辺地域）を返還。
昭和60年5月2日	下水道として、工作物（下水管）を追加提供。
昭和60年9月10日	宿舎として、建物約2,900㎡と工作物（舗装等）を追加提供。
昭和60年10月31日	通信施設として、工作物（アンテナ等）を追加提供。

昭和60年11月8日	保安施設等として、工作物（囲障）を追加提供。
昭和60年11月29日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
昭和61年2月18日	土地（不要通信ケーブル及びイーズメント（本部町～玉城村間））を返還。
昭和61年3月31日	地域開発用地約300㎡を返還。
昭和61年7月11日	運動施設として、工作物（囲障等）を追加提供。
〃	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
昭和62年2月5日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
昭和62年5月14日	特措法適用の土地約780㎡を返還。
昭和62年7月10日	管理棟として、建物約1,400㎡と工作物（下水道）を追加提供。
昭和62年8月31日	沖縄自動車道用地約109,000㎡を返還。
昭和62年12月11日	隊舎等として、建物約11,000㎡を追加提供。
昭和63年11月2日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
平成元年6月30日	区画整理事業用地約8,350㎡（旧メイモスカラ地区）を返還。
平成元年7月11日	隊舎等として、建物約10,000㎡と工作物（下水等）を追加提供。
平成元年8月18日	通信線路等として、工作物（通信ケーブル等）を追加提供。
平成元年9月30日	土地約6,600㎡（普天間宮隣接区域）を返還。
〃	土地約125㎡（イーズメント（諸見里ケーブル・ハット））を返還。
平成2年1月31日	土地約3,760㎡を返還。
平成2年3月29日	家族住宅等として、建物約31,000㎡及び工作物（水道等）を追加提供。
平成2年6月19日	日米合同委員会において、一部土地（泡瀬ゴルフ場、登川ケーブル・ハット用地）の返還について、所要の調整・手続きを進めることを合意。
平成2年11月8日	家族住宅として、建物約17,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成3年2月28日	家族住宅として、建物約28,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成3年6月6日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
平成3年9月12日	保安施設として、工作物（囲障）を追加提供。
平成3年9月30日	土地約690㎡（登川ケーブル・ハット）を返還。
平成3年12月31日	沖縄環状線用地約22,100㎡を返還。
平成4年1月31日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
〃	学校施設等として、建物約15,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成4年11月30日	北谷給水管用地約1,230㎡を返還。
平成5年9月27日	家族住宅等として、建物約46,000㎡と工作物（下水等）を追加提供。
平成6年10月28日	管理棟として、建物約29,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成7年11月30日	土地約2,620㎡を返還。
平成8年2月1日	倉庫として、建物約930㎡を追加提供。
〃	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
平成8年3月14日	管理棟等として、建物約6,300㎡と工作物（運動施設等）を追加提供。
平成8年6月30日	瑞慶覧変電所用地約270㎡を返還。
平成8年7月3日	倉庫として、建物約8,900㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成8年9月26日	管理棟として、建物約2,700㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成8年10月30日	通信線路として、工作物（通信ケーブル）を追加提供。
平成8年12月2日	沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告で、キャンプ桑江内にある海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設することを合意。また、同最終報告では、住宅統合として、平成19年度末を目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域の住

	宅地区の土地を一部返還することを合意。その中で、キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタールを返還。
平成9年3月31日	村道大平線用地約370㎡を返還。
平成9年5月14日	特措法適用の土地約600㎡を返還。
平成9年6月19日	管理棟として、建物約5,200㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成9年6月30日	駐車場用地約350㎡を返還。
平成9年12月31日	山里進入路用地約3,000㎡を返還。
平成10年3月31日	県道宜野湾北中城線用地約16,000㎡を返還。
平成10年8月	第12海兵連隊がキャンプ・ハンセンへ移転。
平成10年12月17日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成11年1月22日	電話線路として、工作物（電話線路）を追加提供。
平成11年7月15日	工場等として、建物約7,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成12年2月29日	宜野湾北中城線用地約32,620㎡を返還。
平成12年4月13日	厚生施設等として、建物約980㎡と工作物（電話線路等）を追加提供。
平成12年10月31日	バスターミナルとして、建物約830㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成13年3月22日	事務所等として、建物約2,600㎡と工作物（ピクニック場等）を追加提供。
平成13年10月25日	販売所等として、建物約4,600㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年2月7日	工場等として、建物約9,700㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年7月9日	家族住宅等として、建物約24,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年11月6日	管理棟等として、建物約2,700㎡と工作物（水道等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより）

使用主目的： 宿舎、補助飛行場、通信所及び管理事務所

使用条件： 5.15メモにおいては、テリー及びメイノモスカラ射撃場の使用に関して、目標区域に向けての実弾射撃が明記されているが、現在においては、特記すべき内容はない。

オ 施設の現状及び任務

この施設は、本島中部の沖縄市、宜野湾市、具志川市、北谷町、北中城村にまたがる広大な地域に位置し、本県で7番目に大きい米軍施設である。

当該施設には、在沖米海兵隊基地司令部をはじめとした第1海兵航空団司令部、在日米軍沖縄調整事務所が置かれ、キャンプ・コートニーと並ぶ海兵隊の中核機能を有しているほか、施設管理、後方支援、実戦部隊が駐留する海兵隊の主要施策を担っている。

この施設にはかつて沖縄駐留米陸軍の司令部が置かれていたが、昭和49年6月の陸軍の機構再編に伴いその機能も縮小され、昭和50年6月に同司令部が牧港補給地区へ移駐した後、同年6月30日に施設管理権も陸軍から海兵隊に移った。同年7月、第12海兵隊がキャンプ・ヘーグから、同年8月、海兵隊基地司令部がキャンプ・マクトリアスからそれぞれ移駐し、さらに昭和51年4月には、第1海兵航空団司令部が岩国基地から移駐し、今日のような海兵隊の主要施設となった。

同施設・区域は大きく分けて、在沖米海兵隊基地司令部のあるバトラー地区、第58信号大隊が所在するバクナー地区、米軍住宅が所在するプラザ地区、兵器・器材整備施設及び各隊舎が所在するフォスター地区から構成されている。

同施設には、第3大隊等を持つ第12海兵連隊、第1海兵航空団の下に、第17海兵航空支援群のほか、第3海兵役務支援群の中の第3支援大隊、第3歯科大隊等が駐留し、基地運營業務及び射撃場、訓練場などの施設管理を任務とする後方支援部隊と有事即応の実戦部隊が駐留する。

なお、ハンビー飛行場を含む国道58号の西側部分は、第15回日米安全保障協議委員会で移設条件付返還が合意し、昭和56年12月31日に返還された後、商業地区、住宅地区及び海浜リゾート地区と

して有効利用されている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(ア)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	88千㎡	昭47.5.15
	電柱等用地	0千㎡	昭60.10.17
沖縄県企業局	水道施設用地	1千㎡	昭47.5.15
	送水管用地	0千㎡	昭61.12.15
宜野湾市	下水道用地	1千㎡	昭50.7.17
北谷町	水道用地	0千㎡	昭55.10.9
	道路用地	6千㎡	平9.12.1
沖縄県	污水管及び污水管橋用地	0千㎡	昭59.4.1
個人	出入道路用地	0千㎡	昭60.2.21
北中城村	道路用地	20千㎡	昭62.1.5
計 7人	10件	約116千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項(イ)： なし

キ 施設周辺の状況

(ア) この施設は、3市1町1村に及ぶ広大な面積を占めるとともに、北側はキャンプ桑江、嘉手納飛行場、南側は普天間飛行場に連なっている。このため同施設所在市町村にとって、地域開発の大きな障害となっているが、特に北谷町、宜野湾市では、基地の間の狭い地域に居住をしいられており、現状では都市計画上の事業遂行にも困難をきたしている。

北谷町には、同施設のほかに嘉手納飛行場、キャンプ桑江、陸軍貯油施設があり、町面積に占める米軍基地の割合は、56.4%である。詳しくは、嘉手納飛行場の項を参照。

具志川市には、同施設のほかに天願棧橋、キャンプ・コートニー、キャンプ・マクトリアス、嘉手納弾薬庫地区、陸軍貯油施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、9.2%である。詳しくは、嘉手納弾薬庫地区の項を参照。

沖縄市には、同施設のほかにキャンプ・シールズ、嘉手納弾薬庫地区、嘉手納飛行場、泡瀬通信施設、陸軍貯油施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、35.9%である。詳しくは、嘉手納弾薬庫地区の項を参照。

北中城村の面積は11.53千㎡、平成14年9月末の人口は15,673人である。同村に所在する米軍基地はキャンプ瑞慶覧のみであり、村面積に占める米軍基地の割合は、18.3%である。

宜野湾市の面積は19.51千㎡、平成14年9月末の人口は87,394人である。同市には、キャンプ瑞慶覧のほかに、普天間飛行場と陸軍貯油施設があり、市面積に占める米軍基地の割合は、32.7%である。

(イ) 北中城村では、この施設のため同村の縦貫道路(村道2号線)が遮断され、比嘉、島袋両字に居住する児童については、小・中学生とも沖縄市側に通学せざるを得ない状況にあったが、平成元年度に島袋小学校を開校し、平成2年度からは北中城中学校へ入学できることとなり、この問題は解決した。

また、島袋区では、以前施設内から雨水、排水が流出し、浸水にあうなどの被害が出ていたが、昭和62年の国体開催に向けての周辺道路の新設もしくは拡張に伴う排水溝工事の完了により、最近浸水の発生が少なくなった。

(ウ) 当該施設からは、キャンプ・フォスターのモータープールからの油流出事故をはじめ、昭和49年以来、これまで数多くの油流出や排水漏れ事故が発生している。近年では、平成9年1月に国道58号に通じる配水管の沈殿槽からPCBが検出されたり、平成13年3月には施設内のガソリン

スタンドのパイプに生じた亀裂からガソリンが漏れ、同地区内にある河川の湧水に流出していることが判明するなど、地域住民に大きな不安を与えた。

また、地域住民と基地が隣接していることもあって、軍人・軍属による事件等もしばしば発生しており、北谷町、北中城村では、それぞれの議会においてそのたびごとに米軍の綱紀粛正の決議がなされている。北中城村では、泡瀬ゴルフ場からの飛球により、民家の窓ガラスが破損する事故も度々発生している。

(I) 沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）の最終報告で合意されたキャンプ瑞慶覧の一部返還（宜野湾市側）については、傾斜地の緑地帯部分で数多くの文化財などもあることから、跡地利用に支障をきたすことで、宜野湾市をはじめ、地主からも反対の声が強い。

(オ) 平成14年1月29日、昭和56年12月に返還となったキャンプ瑞慶覧（メイ・モスカラ射撃場）跡地の建設工事現場の土中から、多量のタール状物質が入ったドラム缶、タール状物質の流出が発見され異臭を放す状況下、北谷町は、現場近くに学校・商店街等があり近隣住民に及ぼす影響等を考慮し、緊急避難的措置として現場から撤去を行い、(資)中部油ヒ汚泥処理施設（沖縄市在）で適切に処分した。

当初、処分等に掛かる費用は北谷町で負担していたが、最終的には国が全額負担した。

ク 返還後の跡地利用計画

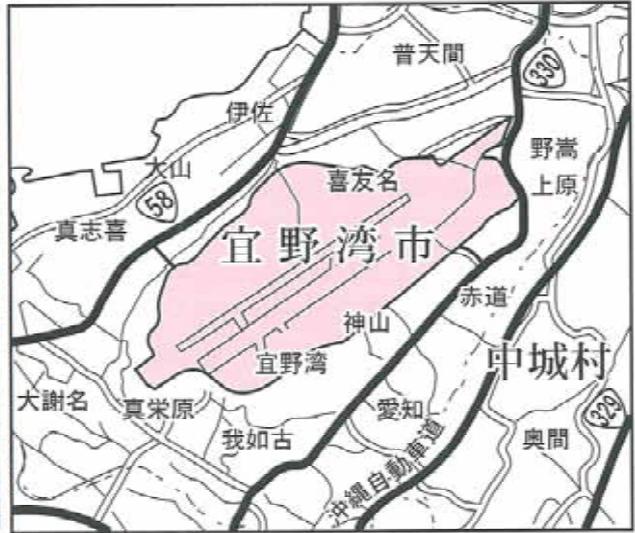
同施設周辺は、那覇市と沖縄市を結ぶ都市軸上に位置しており、中南部都市圏整備において重視される地域の一つである。

返還跡地利用については、昭和56年12月31日、ハンビー飛行場が返還され、国道58号沿いの西側一帯は地域経済活性化のための基盤整備として、それぞれ区画整備事業（桑江、北前地区）が行われるなど、新たな街を形成している。特に、ハンビー飛行場跡は、本県の米軍基地跡地利用の最も成功した事例として知られ、大手スーパーの設置や駐車場を生かした郊外型店舗が建ち並び海浜公園と連動するなど、隣接市町村から多くの人々が訪れる活気ある街づくりを形成している。

沖縄市においては、S A C Oの最終報告で平成19年度末を目途に返還合意された沖縄市側の区域について、平成11年度にキャンプ瑞慶覧転用計画（基本構想）を策定し、その後、この構想実現のための方策検討を行った同転用計画（基本構想）を平成12年度に策定した。

北中城村においては、平成8年12月のS A C Oの最終報告を受け、平成19年度返還予定の喜舎場ハウジング地区については、「緑豊かで未来のまちづくりを先導する”喜舎場ガーデンタウン”」を地区整備のテーマとする跡地利用の基本計画を平成13年3月に策定し、ロウワープラザ地区については、「ちゅら心が集まりゆんたくが始まる協働のまちづくり”ちゅらプラザグリーンヒル”」を地区整備のテーマとする跡地利用の基本計画を平成14年3月に策定した。

(14) FAC 6051 普天間飛行場 (Futenma Air Station)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：宜野湾市（字宜野湾、字野嵩、字喜友名、字新城、字伊佐、字大山、字真志喜、字大謝名、字佐真下、字神山、字赤道、字中原、字上原）

(イ) 面積：4,805千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
宜野湾市	333	0	50	4,422	4,805

(ウ) 地主数：2,739人

(エ) 年間賃借料：61億8千3百万円

(オ) 主要建物及び工作物

建物：大隊司令部、管理事務所等、貨物ターミナル、倉庫等、ポンプ室、修理工場等、将校クラブ等、消防舎、ボーリング場、将校宿舍等、教会、食堂、その他

工作物：滑走路（2,800m × 46m）、誘導路、ヘリパッド、駐機場、洗機場、レーダータワー、航空用ガソリンタンク、アンテナ、プール、変圧装置、保安柵、水道管、雨水排水管、舗装道路、駐車場、その他

(カ) 基地従業員：212人（MLC 129人、IHA 83人）

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：海兵隊普天間飛行場司令部、第1海兵航空団第18海兵航空管制群、同航空団第36海兵航空群、同航空団第17海兵航空支援群第172海兵航空支援中隊、その他

ウ 沿革

- 昭和20年 米軍占領と同時に接收され、米陸軍工兵隊が本土決戦に備えて滑走路を建設。
- 昭和29年 2,400mの滑走路を2,700mに延長、ナイキ基地が建設される。
- 昭和35年5月 施設管理権が空軍から海兵隊に移管され、海兵隊航空基地として使用開始。
- 昭和44年11月 第1海兵航空団第36海兵航空群のホームベースとなる。

昭和47年 5月15日	普天間海兵隊飛行場、普天間陸軍補助施設、普天間海兵隊飛行場通信所の3施設が統合され、普天間飛行場として提供施設・区域となる。
昭和49年	嘉手納飛行場へのP-3C対潜哨戒機の配備に伴い、同機の補助飛行場として使用するため、滑走路を整備。
昭和49年 1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、一部土地（外周部分4カ所）の無条件返還及び一部土地（国道330号の東側部分）の移設条件付返還を合意。
昭和49年 2月26日	滑走路として、工作物（舗床約125,400㎡）を追加提供。
昭和50年 4月 4日	航空機誘導施設として、建物約70㎡と工作物（照明装置等）を追加提供。
昭和51年10月	返還予定の中原区から、航空機誘導用レーダーを移設。
昭和52年 3月31日	第15回安保協了承の土地約109,000㎡（国道330号沿い地域）を返還。
昭和52年 4月30日	暫定法適用の土地約3,000㎡を返還。
昭和52年 9月30日	第15回安保協了承の土地約24,000㎡（沖国大隣接地域）を返還。
昭和52年12月15日	宿舎等として、建物約2,800㎡と工作物（舗床、囲障）を追加提供（昭和52年 3月31日返還部分の代替施設）。
昭和53年 1月	キャンプ瑞慶覧のハンビー飛行場の返還に伴い、格納庫、駐機場、その他付帯施設の代替施設を建設（昭和54年 3月完成）。
昭和54年 5月 4日	駐機場等として、工作物（舗床等）を追加提供。
昭和55年 5月22日	格納庫等として、建物約2,600㎡と工作物（保安柵等）を追加提供。
昭和56年 7月18日	周辺整備法に基づく第1種区域（住宅防音工事対象区域）を指定。
昭和56年 9月 8日	第103海兵隊ヘリ中隊（CH-46E）と代わり、第164海兵隊ヘリ中隊（CH-46D）が配備。
昭和58年12月 2日	宿舎等として、建物約11,500㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和60年 1月31日	宜野湾市消防庁舎等用地約7,000㎡を返還。
昭和61年10月 2日	隊舎として、建物約5,700㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和62年 2月28日	水道管敷用地約2,000㎡を返還。
昭和62年 4月16日	格納庫等として、建物約5,400㎡と工作物（下水道）を追加提供。
昭和62年12月11日	電話交換所として、建物約250㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和63年 7月14日	消火施設として、建物約30㎡と工作物（消火装置等）を追加提供。
平成元年 3月23日	管理棟として、建物約1,700㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成元年10月26日	倉庫として、建物約5,300㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 2年 5月24日	高度制限に伴う保安用地として、土地約560㎡を追加提供。
平成 2年 6月19日	日米合同委員会において、一部土地（軍転協から要請のあった東側沿い約42,000㎡）の返還について、所要の協議・調整を進めることで合意。
平成 3年 2月28日	管理棟として、建物約1,900㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 4年 2月29日	住宅用地約1,930㎡を返還。
平成 4年 5月14日	道路用地等約15,230㎡（軍転協から要請のあった佐真下地区の2,000㎡含む）を返還。
平成 4年 7月12日	隊舎等として、建物約14,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 4年 9月	ハワイから第262海兵隊中型ヘリ中隊（CH-46E型ヘリ12機）が移駐。
平成 4年12月	海兵観測中隊分遣隊（OV-10ブロンコ7機）が米国本土へ移駐。
平成 5年 9月27日	隊舎等として、建物約19,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成 6年 3月10日	診療所等として、建物約1,500㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成 6年 9月 8日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成 7年 7月 5日	隊舎として、建物約5,800㎡と工作物（送油管等）を追加提供。

平成 8 年 6 月 30 日	普天間第 2 小学校校庭用地約9,000㎡を返還。
平成 8 年 9 月 26 日	隊舎等として、建物約11,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成 8 年 12 月 2 日	沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告で、沖縄本島東海岸沖への海上施設の建設を追求することなどを条件に、普天間飛行場の5年ないし7年以内の全面返還を合意。
平成 9 年 5 月 14 日	特措法適用の土地約470㎡を返還。
平成 9 年 6 月 19 日	工場等として、建物約1,800㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 9 年 9 月 30 日	給油所用地約60㎡を返還。
平成10年 2 月 4 日	境界標として、工作物（諸標）を追加提供。
平成10年 3 月 26 日	給油所として、建物約60㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成10年12月17日	送油施設等として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成11年 3 月 25 日	囲障等として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成11年 7 月 15 日	囲障等として、工作物（囲障等）を追加提供。
平成14年 2 月 7 日	倉庫として、建物約2,600㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年 7 月 9 日	隊舎として、建物約3,300㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成14年12月12日	隊舎等として、建物約8,100㎡と工作物（水道等）を追加提供。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：飛行場

使用条件： 施設の使用条件及び使用期間については、特に定められていない。施設、区域内にある出入路の地元住民による使用については、合衆国軍の活動を妨げない限り許される。

オ 施設の現状及び任務

宜野湾市の中央に位置するこの施設は、第3海兵遠征軍第1海兵航空団第36海兵航空群のホームベースとなっており、ヘリコプター部隊を中心として71機の航空機が配備され、在日米軍基地でも岩国飛行場と並ぶ有数の海兵隊航空基地となっている。

この施設は普天間海兵隊航空基地隊によって管理運営され、駐留各部隊が任務を円滑に遂行できるよう後方支援活動体制をとっている。施設内には、滑走路（長さ約2,800m×幅46m）、格納庫、通信施設、整備・修理施設、部品倉庫、部隊事務所、消防署があるほか、PX、クラブ、バー、診療所等の福利厚生施設等の設備があって、航空機基地として総合的に整備されている。

第36海兵航空群は、この施設に各中隊を配備し、上陸作戦支援対地攻撃、偵察、空輸などの任務にあたる航空部隊として同基地で離着陸訓練を頻繁に行っており、また、北部訓練場、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン等の訓練場では、空陸一体となった訓練も行っている。

普天間飛行場における常駐機種は、次のとおりとなっている。

所属機（71機）

固定翼機（15機）

KC - 130 空中給油兼輸送機	12機
C - 12 作戦支援機	2機
T - 39 作戦支援機	1機

ヘリコプター（56機）

CH - 46E 中型ヘリ	24機
CH - 53E 大型ヘリ	15機
AH - 1W 軽攻撃ヘリ	10機
UH - 1N 指揮連絡ヘリ	7機

カ 共同使用の状況

(7) 地位協定第2条第4項(a)

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄県企業局	水道施設用地	0千㎡	昭47.5.15
沖縄電力株式会社	電力施設用地	3千㎡	昭47.5.15
	変電所及び電柱等用地	1千㎡	昭55.9.25
	電力施設用地	0千㎡	平7.10.5
宜野湾市	駐車場用地	8千㎡	昭62.5.1
個人企業	資材置場及び事務所敷地	1千㎡	平4.9.24
計 4人	6件	13千㎡	

(1) 地位協定第2条第4項(b): なし

キ 施設周辺の状況

宜野湾市の中央部に位置する普天間飛行場は、市面積の約24.7%を占め、これに同市に所在するキャンプ瑞慶覧、陸軍貯油施設を含めた基地面積は、同市面積の約32.7%を占めている。これら広大かつ過密に存在する米軍基地は、地域の振興開発上の著しい障害となっているだけでなく、道路網の体系的整備ができないなど、住民生活に多大な経済的損失を与えている。

また、普天間飛行場からの航空機騒音の住民生活や健康への悪影響や同飛行場における航空機離発着訓練の実施などによって、市民の生命は極めて危険な状況におかれている。

(7) 航空機騒音について

普天間飛行場におけるヘリコプター等の航空機離発着訓練及び民間地域上空での旋回訓練の実施は、基地周辺住民に甚大な航空機騒音被害をもたらし、「聴力の異常」、「授業の中断」、「睡眠不足による疲労の過重」など、住民の生活や健康に重大な悪影響を及ぼしている。

県文化環境部が平成13年度に実施した「米軍飛行場周辺航空機騒音測定結果報告書」によると、普天間飛行場周辺では9地点中4地点(44.4%)で環境基準値を上回っている。また、同飛行場周辺でのWECPL値は、65.2~86.8の範囲内にあり、最高値は宜野湾市上大謝名地区で86.8が記録されている。

常時測定地点における1日平均騒音発生回数は、上大謝名地区の81.5回が最も多くなっており、同様に1日平均騒音累積継続時間についても、同地区が45分13秒と最も長くなっている。

なお、米軍飛行場周辺の航空機騒音問題については、平成8年3月の日米合同委員会において、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置が承認されたところであるが、県、関係市町村が求めていた午後7時から翌朝午前7時までの間の飛行制限については、午後10時から翌朝午前6時までとなっており、地域住民の声が反映された措置内容とはなっていない。

また、平成14年10月に、周辺住民から国及び普天間基地司令官を相手に、普天間爆音訴訟が提起された。

(1) 航空機墜落事故等について

普天間飛行場に所属する航空機墜落事故等の発生件数は、復帰以降、平成14年12月末現在で固定翼機8件、ヘリコプター69件の計77件となっており、復帰後の県内米軍航空機事故(217件)の約35.5%を占めている。

同飛行場にかかる主な航空機墜落事故としては、昭和48年8月の北部訓練場内の国頭村伊湯岳頂上付近にCH-46ヘリコプターが墜落し乗員3人が死亡し1人が行方不明となった事故、昭和48年12月に西原村字小那覇の新築現場へCH-46ヘリコプターが墜落し乗員4人が死亡し1人が重傷を負った事故、昭和50年6月にCH-46ヘリコプターが国頭村の安波ダム建設現場の工事資材運搬用のワイヤーロープに接触後墜落炎上し乗員3人が死亡した事故、昭和51年11月に那覇の西方約16km付近の海上にCH-53ヘリコプターがエンジン故障のため墜落し乗員4人全員が行方不明となった事故、昭和53年3月に北谷町ハンビー飛行場沖合150mにCH-46ヘリ

コプターが墜落し乗員4人が死亡した事故、昭和55年10月に離着陸訓練中のOV-10ブロンコ観測機が滑走路上に墜落し乗員1人が死亡した事故、昭和55年12月に通常訓練中に北部訓練場内にCH-46ヘリコプターが墜落し乗員1人が死亡し2人が重傷を負った事故、昭和60年7月に辺野喜ダム上流付近にCH-53Dヘリコプターが墜落炎上し乗員4人全員が死亡した事故、昭和63年10月にCH-46ヘリコプター2機が空中接触し1機が伊湯岳に墜落炎上し乗員4人が死亡した事故、平成元年5月に糸満市喜屋武岬沖にCH-46ヘリコプターが墜落し乗員14人が行方不明となった事故、平成6年4月にCH-46Eヘリコプターが離陸直後に滑走路上に墜落する事故、平成6年11月にキャンプ・シュワブ内で演習中にUH-1ヘリコプターが墜落し乗員1人が死亡し4人が重軽傷を負った事故、平成10年7月にキャンプハンセン内でUH-1Nヘリコプターが墜落し乗員4人が軽傷を負った事故、さらに平成11年4月に北部訓練場沖合にCH-53Eヘリコプターが墜落し乗員4人が死亡した事故などがある。

最近の事故として墜落事故は発生していないものの、平成13年6月の宜野湾市大山の住宅の隣へのCH-53Eヘリコプターからのパイロット用バックの落下事故、平成14年4月の普天間飛行場内へのCH-53Eヘリコプターからの燃料補助タンク2個の落下事故、平成14年8月及び9月に連続して発生した、宜野座村松田の海岸へのCH-53Eヘリコプターの不時着、操縦桿に異常を感じたことによる嘉手納飛行場へのUH-1ヘリコプターの緊急着陸、給油後に給油ホースが格納できなくなったことによる普天間飛行場へのKC-130輸送機の緊急着陸、油圧系統に異常を感じたことによる奄美大島へのCH-53Eヘリコプターの緊急着陸、平成14年10月のフィリピンへ向かう途中に異常を示すランプが点灯したことによる石垣空港へのCH-53Eヘリコプターの緊急着陸などの航空機関連事故が発生している。

(ウ) その他の基地被害について

普天間飛行場から派生する周辺地域住民への基地被害は、上記の航空機騒音や航空機事故以外に、雨水流出、汚水流出、油漏れ、廃油焼却などがある。

ク 普天間飛行場の返還に伴う代替施設建設問題

普天間飛行場は、市街地の中央部に位置し、地域の振興開発を妨げているだけでなく、航空機の離発着訓練や民間地域上空でのヘリコプターの旋回訓練等が行われるなど、住民生活や教育環境に極めて深刻な影響を与えていることから、地元宜野湾市をはじめ、県が日米両政府に対し、その返還を強く求めてきたところである。

その結果、平成8年12月には日米両政府が設置した「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」の最終報告で、県内への移設を条件として全面返還が合意された。

県は、普天間飛行場の早期返還の実現を図るため、様々な観点から移設候補地について検討し、総合的に判断した結果、平成11年11月22日に「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」を選定するとともに、移設候補地が所在する名護市に理解と協力をお願いした。また、同年11月24日、国に対し移設に当たっての4つの条件を提示した。

平成11年12月27日に、名護市長が普天間飛行場代替施設に係る受け入れを表明し、また、翌12月28日には、政府は県と名護市の要望を踏まえ、代替施設について軍民共用空港を念頭に整備を図ることなどを盛り込んだ「普天間飛行場の移設に係る政府方針」を閣議決定した。

平成12年8月には、国、県、名護市、宜野座村及び東村で構成される「代替施設協議会」が設置され、9回にわたる協議を経て、政府は、平成14年7月29日、リーフ上を埋め立てて2,000mの滑走路を有する代替施設の建設を内容とする基本計画を決定した。

普天間飛行場代替施設の使用協定については、平成14年7月29日、「代替施設の使用協定に係る基本合意書」に沖縄及び北方対策大臣、防衛庁長官、外務大臣、名護市長とともに知事も署名を行った。

平成15年1月には、普天間飛行場代替施設について、地域の住民生活及び自然環境に著しい影響

を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進することを目的とする代替施設建設協議会が設置された。

ケ 返還後の跡地利用計画（跡地利用の促進に向けた取組）

普天間飛行場の跡地利用については、平成11年12月に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る基本方針」の中で「駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等に関する基本方針」により取り組むことが示された。

同方針に基づき、跡地利用の促進及び円滑化等の確実な実施を図るために、平成12年5月に「跡地対策準備協議会」が設置され、1．普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等、2．跡地利用の計画の策定及びその具体化の促進に向けて総合調整の機能を果たす調整機関のあり方について協議・検討を行うことになった。

その後、平成13年12月、第6回跡地対策準備協議会において、9分野106項目にわたる「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と政府方針」（以下、「取組分野ごとの課題と対応方針」という。）が取りまとめられた。

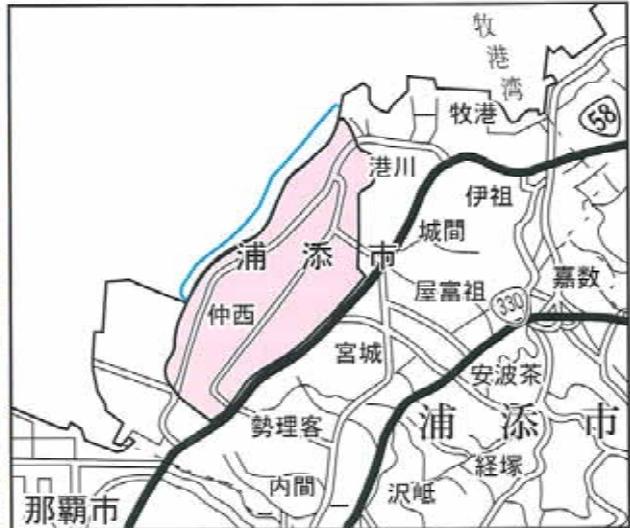
その中で、宜野湾市及び沖縄県は、平成13年度から跡地利用計画の策定に向けた具体的な取組に着手し、3～4年後を目途に、普天間飛行場の跡地利用基本方針の策定に取り組むこと、また、跡地利用計画策定の進捗等を踏まえ、事業実施主体、事業手法、機能導入等を含めた再開発事業を迅速かつ確実に推進するためのより具体的な措置について検討を進めること等が示された。

このように、普天間飛行場の跡地利用については、跡地対策準備協議会の「取組分野ごとの課題と対応方針」に基づき、国、沖縄県（以下「県」という。）、宜野湾市（以下「市」という。）が連携・協力を図りながら確実な取組を実施しているところである。

普天間飛行場の跡地利用の促進に向けた取組・調整状況については、平成15年2月に開催された第2回跡地関係市町村連絡・調整会議において取りまとめられており、以下に、その主な概要を示す。

- (1) 平成15年度より跡地利用の基本方針策定のため、市及び県は共同の取組に着手し、平成16年度に原案策定、平成17年度に取りまとめを行うことを目途に取組を進める。
- (2) 県は、平成13年度に策定した文化財詳細分布調査実施計画に基づき、取組を進めているところである。また、平成15年度から平成16年度を目途に埋蔵文化財発掘調査の取扱い基準、埋蔵文化財に関する安全基準及び発掘調査マニュアルを策定するとともに、県が中心となりつつ、市も共同し、埋蔵文化財の所在状況の概略の遺跡地図をつくる。
- (3) 自然環境に関するデータの整理については、市は、平成13年度に策定した調査の全体計画に基づき、平成15年度も継続して調査を実施する。現在、基地内の埋蔵文化財詳細分布調査の一環として希少動物等についての現況調査を実施している。
- (4) 跡地利用に向けた地権者等関係者への情報提供については、返還手続きに関しては那覇防衛施設局が、跡地利用に関しては市が、平成14年6月及び8月にそれぞれ窓口を設置した。また、市は、平成13年度に取りまとめた地権者等意向把握全体計画に基づき、今後とも地権者等関係者の合意形成に関する取組を進める。
- (5) 市は平成14年11月、跡地利用基本方針策定に向けた対応を強化するため、市の全部局長等で構成する「跡地対策会議」を設置した。
- (6) 県は、関係部局長等で構成される「沖縄県軍用地跡地利用促進連絡協議会」の活用を図りながら、引き続き取組を進める。
- (7) 跡地利用の基本方針の策定に向けた取組に当たっては、関係省庁と協議が必要な事項については内閣府と密接な連携を図りながら取り組むとともに、跡地関係市町村連絡・調整会議における協議・調整を踏まえ、跡地利用計画の策定及びその具体化の促進に向けた国、県、跡地関係市町村間の総合調整を行う跡地対策協議会の場を通じて、協議・調整を進める。

(15) FAC 6056 牧港補給地区 (Makiminato Service Area)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：浦添市（字港川、字城間、字屋富祖、字仲西、字牧港、字宮城、字小湾、字勢理客）
- (イ) 面積：2,738千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
浦添市	272	0	0	2,465	2,738

- (ウ) 地主数：2,086人
- (エ) 年間賃借料：43億3千3百万円
- (オ) 主要建物及び工作物
 - 建物：事務所、送信所、教育施設、隊舎、郵便局、消防舎、倉庫、家族住宅、食堂、銀行、ボーリング場、教会、宗教施設、PX、安置場、医務室、将校宿舎、各種修理工場、その他
 - 工作物：ヘリパッド、電信電話線、外灯、配電線、駐車場、保安柵、貯水タンク、水道管、下水処理装置、雨水排水管、各種球技コート、アンテナ等、野積場、福利厚生施設、予備発電所、その他
- (カ) 基地従業員：1,153人（MLC 746人、IHA 407人）

イ 米軍部隊名

- (ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部
- (イ) 使用部隊名：第3海兵役務支援群司令部、同支援群司令部役務大隊、同支援群第3補給大隊、同支援群第3歯科大隊、その他

ウ 沿革

- 昭和20年 軍事占領の継続として使用。
- 昭和23年 2,650千㎡を接收。
- 昭和47年5月15日 施設内にあった米国民政府が廃止され、提供施設・区域となる。
- 昭和49年1月30日 第15回日米安全保障協議委員会で、一部土地約12,000㎡の無条件返還（北側部分2カ所及び南側外周部分）及び一部土地約110,000㎡の移設条件付返還（国道58号沿い部分）を合意。

昭和49年 6月	第7心理作戦部隊解散。
昭和49年 9月30日	第15回安保協了承の土地約18,000㎡（北側部分2カ所）を返還。
昭和50年 6月16日	沖縄駐留米陸軍司令部がキャンプ瑞慶覧から移転。
昭和52年 3月31日	ガス・プラント地域の土地約16,000㎡を返還。
昭和53年 9月30日	施設管理権が陸軍から海兵隊へ移管。
昭和53年10月	施設管理権が陸軍から海兵隊に移管されたことに伴い、キャンプ瑞慶覧から第3海兵役務支援群本部大隊、第3補給大隊、第3整備大隊が移転。
昭和58年 9月28日	宿舎等として、建物約13,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和60年 2月 8日	厚生施設として、建物約30㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和60年 9月10日	診療所として、建物約1,700㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和61年 2月18日	沖縄駐留米軍司令部が米陸軍第10地域支援群司令部に名称変更。
昭和61年 9月	米陸軍第10地域支援群司令部がトリイ通信施設へ移転。
昭和61年10月 2日	電話交換所として、建物約370㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和62年12月11日	家族住宅等として、建物約38,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和63年 3月10日	整備工場等として、建物約4,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和63年 7月14日	家族住宅等として、建物約50,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成元年 3月31日	国道58号用地約270㎡及び港湾水域約57,000㎡（南側部分）を返還。
平成元年 6月 1日	家族住宅等として、建物約40,000㎡と工作物（貯水槽等）を追加提供。
平成元年10月26日	厚生施設として、建物約960㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 2年 7月 6日	家族住宅等として、建物約38,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 3年 1月31日	販売所として、建物約5,900㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成 3年 2月28日	家族住宅として、建物約23,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 3年12月 5日	学校施設として、建物約23,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成 4年 5月14日	土地約60㎡を返還。
平成 4年 7月 2日	隊舎等として、建物約69,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成 5年 9月27日	隊舎等として、建物約16,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成 7年 2月28日	第15回安保協了承の南側外周部分約2,850㎡（小湾川改修用地）を返還。
平成 7年 7月 5日	厚生施設として、建物約9,000㎡と工作物（道路等）を追加提供。
平成 7年10月 5日	学校施設として、土地約670㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成 8年12月 2日	沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告で、国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）を返還することを合意。また、浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続することも併せて合意。
平成 9年 5月14日	特措法適用の土地約40㎡を返還。
平成 9年 6月19日	倉庫等として、建物約15,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成11年 3月25日	電話線路等として、工作物（電話線路等）を追加提供。
平成11年11月 4日	厚生施設等として、建物約2,400㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成12年 4月13日	工場等として建物約4,300㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成13年 9月30日	国道58号への接続道路用地約12,100㎡を返還。

工 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：宿舎、管理事務所及び補給処

使用条件： 合衆国軍は、水域（配水管区域を含む）を継続的に使用する。

上記のほか、本施設及び区域内の指定された出入路は、合衆国軍の活動を妨げないことを条件に、地元民の通行が認められることが合意されている。

オ 施設の現状及び任務

この施設は、浦添市の仲西から港川に至って存在し、国道58号沿いから西側の海岸までの間を南北3 km、東西1 kmに及ぶスペースを占める広大な兵站補給整備基地であるが、復帰前、本島の最高統治機関だった米国民政府（USCAR）もここにあった。

現在、同施設には、第3海兵役務支援群の司令部をはじめ、G1（人事班）、G2（情報）、G3（整備補給等各種支援）、G4（施設管理等）、G6（通信）の各事務所が置かれ、主として物資の貯蔵、一部管理等に当たっている。

当該施設は、占領当初、米軍は海岸線一帯を物資の集積所として使用していたが、昭和23年頃、陸軍の兵站補給部隊が配備されてから施設の整備拡張が相次ぎ、あらゆる軍需物資の貯蔵補給、修理等のための巨大な倉庫群、工場群や兵舎等が建設された。

昭和43年頃には、ベトナム等から修理のため持ち込まれた破損車両等の整備、物資の補給基地として機能が活発化した。

その後、昭和49年6月、第7心理作戦部隊の解散、昭和50年6月から9月にかけてキャンプ瑞慶覧から沖縄駐留米陸軍司令部や輸送業務局等の陸軍部隊が移駐してきた。しかし、陸軍の後方支援業務の大幅整理縮小が行われたため、昭和50年頃から昭和53年にかけて閉鎖される倉庫や整備工場が相次ぎ、作業に従事する軍人・軍属や日本人従業員も減少した。

昭和53年10月、施設管理権が海兵隊に移管され、キャンプ瑞慶覧から第3海兵役務支援群司令部役務大隊、同第3補給大隊、同第3整備大隊が移駐し、海兵隊管理の兵站補給施設となっている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項（a）

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
沖縄電力株式会社	電力施設用地	6千㎡	昭47.5.15
	電力線路及び開閉所用地	0千㎡	昭55.11.6
西日本電信電話（株）	通信線路用地	0千㎡	昭55.10.23
沖縄県	水道及び下水道施設	0千㎡	昭59.4.5
	排水路用地	0千㎡	昭60.2.21
浦添市	水道施設用地	0千㎡	昭61.10.1
	道路敷地	5千㎡	平5.4.1
計 4人	7件	11千㎡	

(イ) 地位協定第2条第4項（b）： なし

キ 施設周辺の状況

(ア) 浦添市の面積は19.06 k㎡、平成14年9月末の人口は105,189人であり、市面積に占める米軍基地の割合は、14.4%にのぼる。

(イ) 同施設は、那覇新港や卸売商業団地が所在する西海岸と国道58号にはさまれ、中南部の要路に位置している。県都那覇市に隣接する浦添市は、近年、人口の増加が最も著しい地域であるとともに、平成3年に西海岸埋立の西洲に形成された沖縄県卸売り商業団地をはじめ、同施設周辺は県内有数の企業が集結した一大物流拠点を形成している。

その一方で、国道58号の浦添地域においては、那覇と中部都市地区とを往来する車両の増加が著しく、慢性的な交通渋滞をきたしている。

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）の最終報告で、国道の拡幅が予定されているが、国道の渋滞緩和のためには、国道のバイパス機能として基地内道路を新設する必要がある。さらに、西海岸開発計画の推進のため、制限水域の解除も必要とされている。

なお、県卸売商業団地と同市勢理客の国道58号を結ぶ基地内の57mを西海岸道路取付道路として共同使用することについては、平成4年11月の日米合同委員会で合意され、現在、開通されている。

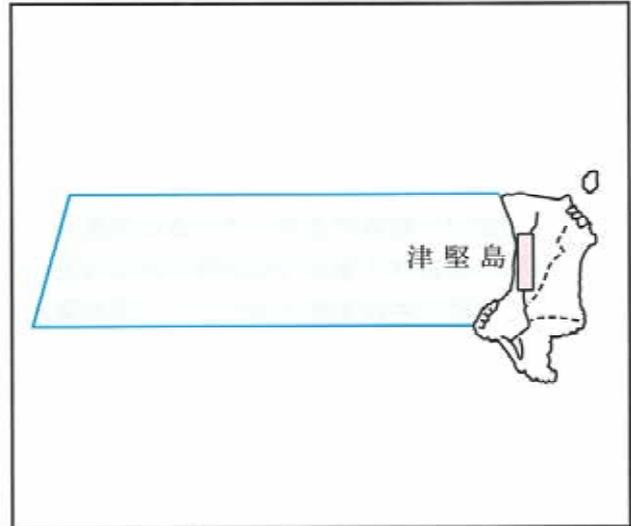
- (ウ) 同施設においては、昭和48年4月に廃油類の排出、昭和50年1月に薬物流出により沿岸一帯が広範囲にわたって汚染され、大きな被害をもたらした事故が発生しており、県、浦添市、米軍の話し合いにより施設の改善等が執られた。
- (エ) 同施設内には、軍事機能を確保するためのあらゆる物資が保管されており、特に危険物資の存在の有無については、以前から指摘されている。近年では、平成8年2月に民間の建設作業員が同施設内の掘削作業中に目や鼻に刺激を受け気分が悪くなるという事故、平成9年11月には同施設内で有毒ガス発生の危険性のある火災が発生し警察による避難広報が出る事故、平成12年5月に西原町の古物業者に劣化ウラン弾の薬きょうが流出しているのが判明するなど、地域住民に不安を与えた。
- (オ) 平成11年9月に開催された第18回三者連絡協議会において、県から緊急時における救急車及び消防車の基地内道路の使用について提案を行い、米軍との間で協議が行われた。その後、平成13年1月の日米合同委員会において、我が国の緊急車両による在日米軍施設・区域への限定的且つ人道的立入りが合意されたことから、平成13年4月17日に、全国で初めての救急車両の基地内通行に係る「現地実施協定」が締結され、国道58号の慢性的な交通渋滞に左右されない迅速な緊急救援、消防活動の体制が整った。

ク 返還後の跡地利用計画

県計画においては、同施設が那覇市に隣接し、西海岸沿いの都市軸の重要な位置にあり、隣接する海浜部での埋立計画や港湾整備計画など様々な計画があることから、これらと連携し、一体となった都市地域としての整備を推進することとしている。

浦添市においても、昭和54年度に「浦添市軍用地跡地利用計画」を策定し、返還後の跡地利用に対してのビジョンづくりに早くから取り組んできた。今日においては、次代の変化に対応した見直しを行うため、平成8年3月に「アジア交流都市の形成」を目標とする将来都市像を想定した「牧港補給地区跡地利用基本計画」を策定した。

(16) FAC 6082 津堅島訓練場 (Tsuken Jima Training Area)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：勝連町（字津堅）

(イ) 面積：16千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
勝連町	16	-	-	-	16

(ウ) 地主数：（国有地）

(エ) 年間賃借料：（国有地）

(オ) 主要建物及び工作物：なし

(カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：海兵隊、空軍、その他

ウ 沿革

昭和20年2月 米軍に占領され、主に娯楽施設として使用される。

昭和34年3月27日 使用開始。

昭和47年5月15日 提供施設・区域となる

平成6年6月2日 津堅島（提供施設外）に米軍ヘリコプターが2回にわたり着陸。農作物に被害を与える。

昭和9年12月18日 日常的に定期船や漁船等が航行する水域（津堅島訓練場水域内）にて、空軍及び陸軍によるパラシュート降下訓練が実施され、船舶の乗組員をはじめ、県民に大きな不安を与えた。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用主目的：訓練場

使用条件： 本施設・区域内において実弾射撃は行わない。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。訓練のため水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃が認められる。水中爆

破は認められない。水域については1日24時間で月平均10日、ただし、年間120日を超えないものとする。

オ 施設の現状及び任務

この訓練場は通称「泊浜」と呼ばれ、勝連町津堅島の西側に位置する長さ約2kmの海岸で干潟を含む約6km沖合までが訓練水域となっており、海兵隊による水陸両用の上陸訓練に使用されている。

演習は陸上あるいは水域のみ、または、陸上・水域同時に行われる。訓練中であっても使用を妨げない限り、漁業または船舶の航行に制限はない。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)： なし

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： なし

キ 施設及びその周辺の状況

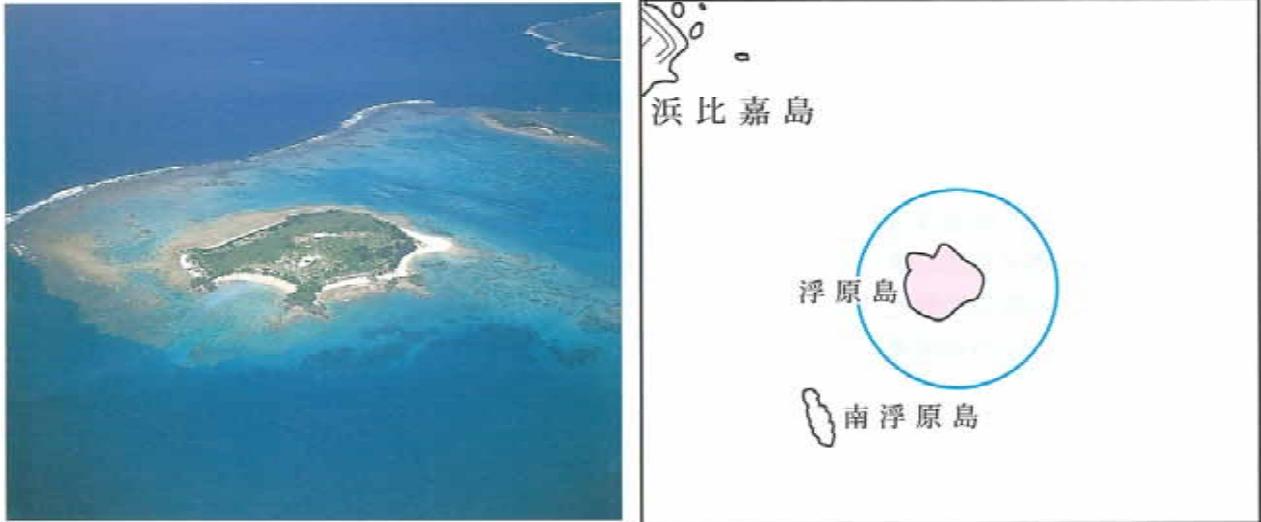
この訓練場のある津堅島は、面積1.86km²でニンジンの産地として知られている。

訓練場として使用されている地域とその周辺一帯は、良好な海浜、防風林で構成されており、リゾート地域として将来の開発が有望視されている。

ク 返還後の跡地利用計画

津堅一帯は、沖縄県トロピカルリゾート構想の重点整備区に指定されていることから、町では、跡地の自然環境の保全・育成を図るとともに、その恵まれた自然環境を生かして、平成9年4月に遊歩道・キャンプ場・展望台等で構成された「キャロット愛ランド」が整備されている。

(17) FAC 6181 浮原島訓練場 (Ukibaru Jima Training Area)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：勝連町（字比嘉）
- (イ) 面積：254千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
勝連町	-	-	8	246	254

- (ウ) 地主数：99人（自衛隊施設分に区分）
- (エ) 年間賃借料：22百万円（自衛隊施設分に区分）
- (オ) 主要建物及び工作物：なし
- (カ) 基地従業員：0人

イ 米軍部隊名

- (ア) 管理部隊名：陸上自衛隊第1混成団
- (イ) 使用部隊名：海兵隊の各部隊、陸上自衛隊第1混成団、航空自衛隊南西航空混成団、海上自衛隊第5航空群

ウ 沿革

- 使用開始年月日不詳 本施設は、元来布令20号に基づく使用形態ではなく、訓練に使用する都度、料金を支払っていたようである。
- 昭和47年5月15日 復帰に際し、地位協定第2条第4項(b)の施設として提供され、年間40日を限度として使用。
- 昭和53年6月1日 自衛隊の専用施設となり、陸上自衛隊が施設管理にあたる（米海兵隊は、年間120日を越えない範囲で従来通りの一時使用が許される）。

エ 使用主目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

- 使用主目的：訓練場
- 使用条件：本施設・区域において実弾射撃は行わない。訓練のために水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃、訓練用地雷原爆破及び火力支援のシミュレーションを目的とする爆破は認められる。緊急の場合の信号目的及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。空中爆破は認められない。

水域は水陸両用訓練のため使用される。合衆国政府は、航行及び漁業を営むいかなる通常の生産活動も合衆国軍隊の活動を妨げない限り制限しない。

オ 施設の現状及び任務

本施設は、浮原島全体が訓練場となっており、島の中央部から半径850m以内の円形区域が訓練水域である。

昭和53年5月31日までは一時使用施設（地位協定第2条第4項(b)）として年間40日に限り米海兵隊の訓練が行われていたが、訓練が行われない時は釣り場、キャンプ場等のレクリエーション場として利用されていた。

昭和53年6月1日以降は、陸上自衛隊の管理下で陸、海、空の各部隊が常時訓練を行っており、訓練日程等の調整は陸上自衛隊で行っている。

カ 共同使用の状況

(ア) 地位協定第2条第4項(a)： なし

(イ) 地位協定第2条第4項(b)： 米軍による一時使用

昭和53年10月19日 使用条件年間40日を120日に変更

キ 施設周辺の状況

(ア) 地元側は以前から年間賃借料による賃貸借にすることを町当局、那覇防衛施設局に要請していたが、昭和52年企業誘致計画が中止になった頃、年間借料による自衛隊使用の計画がでて地主は同意の方向で了承した。

勝連町当局は浮原島を島めぐり観光地の一環とし、特に自然を保持したキャンプ場として利活用する基本構想を計画し、更に昭和51年8月頃にはクルマエビ養殖場として企業誘致の話もあったが、結局訓練場として引続き使用されることになった。

米軍の一時使用施設から自衛隊の専用施設へ使用転換する際、那覇防衛施設局、自衛隊側は、実弾は使用しない、ヘリによる救難、救助訓練等が主である、地元側の立ち入りは最大限に考慮する、漁業従事者に迷惑をかけない等のことを口頭で約束している。更に、町当局・地元側と使用協定文書を取交することは考えていないが、仮に問題が発生すれば既存の関係法令で最大限の措置をすとしている。

(イ) 昭和56年8月に原因不明の原野火災が発生し約490㎡を焼失、昭和57年7月及び平成元年9月には照明弾の使用により約63,000㎡、80,000㎡を焼失し、平成11年1月には信号弾の使用により約25,000㎡を焼失した。

ク 返還後の跡地利用計画

県の基本計画においては、森林地域として自然を再生するとともに、その活用を図るレクリエーション系プロジェクトの導入を検討することとしている。